

# 予 算 審 査 特 別 委 員 会 記 録

＜医療政策部、産業・雇用振興部、農林部＞

開催日時 平成28年9月30日（金） 13：02～16：14

開催場所 第1委員会室

出席委員 10名

山本 進章 委員長

田中 惟允 副委員長

池田 慎久 委員

中川 崇 委員

井岡 正徳 委員

藤野 良次 委員

清水 勉 委員

岩田 国夫 委員

粒谷 友示 委員

山村 幸穂 委員

欠席委員 なし

出席理事者 浪越 副知事

一松 総務部長

林 医療政策部長

森田 産業・雇用振興部長

福谷 農林部長

ほか、関係職員

参 考 人 中川地方独立行政法人奈良県立病院機構理事

傍 聴 者 1名

議 事 9月定例県議会提出議案について

＜会議の経過＞

○山本委員長 ただいまから会議を再開します。

午後の傍聴者は1名です。

それでは、日程に従い、医療政策部、産業・雇用振興部、農林部の審査を行います。

地方独立行政法人奈良県立病院機構の中川理事に参考人として出席していただいております。

ますので、よろしくお願いいたします。

これより質疑に入ります。

なお、理事者の皆さんには、委員の質疑等に対して明確かつ簡潔に答弁をお願いします。

本日、参考人として地方独立行政法人奈良県立病院機構の中川理事がご出席ですので、先に奈良県立病院機構に関する質疑を行いたいと思います。

**○井岡委員** それでは、一般質問に引き続き地方独立行政法人奈良県立病院機構について質問します。

まず初めに、先行議決になった機器納入の件について、もう一度この先行議決に至った経緯の説明をいただきたいと思います。

**○中川地方独立行政法人奈良県立病院機構理事** 議決の件については、私の範疇を超えてるところもありますので、今回奈良県立西和医療センターにおける医療機器のことについて、経緯も含めて私から再度ご説明と、今後のことも説明させていただきたいと思います。

まず初めに、今回、西和医療センターの医療機器の納入、平成27年度の予算ですけれども、平成27年度に投資分の貸付金ということで議会のご議決をいただきながら、会計的な不手際あるいは計画がずさんであったことも含め、議会の皆様方につきましても多大なご迷惑をおかけしたことについて、改めましておわびを申し上げたいと思います。申しわけございませんでした。

今回の件について少しざっくりとはなりますけれども、経緯、それから現時点での対応を含めてご説明したいと思います。本件は、西和医療センターにおける、主に血管系の治療に使用しますハイブリッド手術システムを計画して、平成27年度予算化されたもので、約2億4,000万円の経費です。当初から、今は退任されていますけれども、前病院長がもともと循環器が強く、さらにこの部門を強化したいとハイブリッド手術室を計画され、平成27年度に執行の途中まで至ったケースです。当初調査をした経過としてご説明させていただくと、平成26年度、これは平成27年度の病院機構としての予算を組むに当たり、平成26年度中に病院内でそういうものを執行したいと計画が上がり、院内で主に循環器の先生方を中心に計画を進められてきたという経緯です。平成27年度に公募をし、契約の手続をし、業者選定をし、その間に機種選定もし、業者選定をしていくという手続をしたわけですけれども、当初想定していた手術場は、少し広目の部屋が要りますので、西和医療センターにある手術室の5番という、一番広い部屋を使って行くと計画をされ、機種選定、業者が決まってからも、その部屋で執行したいということで再度院内で調整を

されたという事情を聞き取っています。

結果として、業者も含めてシステム自身はその部屋には十分入るということではありましたが、実際にお使いになる循環器の先生方あるいは看護師、その他からの意見の中で、このまま入ると非常に手狭になってしまって、十分な治療がアクティビティーがよくできないという話になったため、では違う部屋でできないかと院長を中心に再度検討されたとお聞きしています。その際、別の部屋となりますとここに新たな改修費が必要になってくるということで、もともと西和医療センターは、赤字になっていますので、その費用をどうするかと、その工面に時間を要している間に、平成27年度末3月を過ぎ4月に至ったということだと認識しています。

私が平成28年4月に着任をしてから、そのことが話題に出なかったものですから、4月、5月は認識ができていませんでした。当時からいます理事長も、当然にもう入ったものという認識のもとに4月あるいは5月が経過していたということになろうかと思えます。私が現場で、経営改善の打ち合わせに西和医療センターへ行ったときに、ハイブリッド手術システムを見せてほしいという話をしたときに、いや、実はそれはとまっているのですということを初めてお聞きをしたところでした。あれっということになって、そこから少し調査、確認の作業を実施しました。

実際にそうした中で見てみますと、平成28年5月の末に既に資金は支払われているということになっておりました。ただし、それは機器の支払いだけになっており、当然機器は入っていませんし、施設の改修も、もちろんお金もありませんのでできていないことが発覚し、善後策を理事長とも相談して検討をしたところ、この執行については一旦とめ、再度、業者に返金を求めてみるということで業者とも協議したところ、まだ機器が入っていませんので、平成28年5月に、正確な日付は忘れましたが、全額返金をいただいたということです。

この件については、もう一度どういう形で将来的に執行するかどうかを白紙に戻すという結論と同時に、今回のケースに至った責任の所在を明らかにするために、私が中心となり、県からも少しお手伝いをいただいて、調査、事情聴取、聞き取りを関係職員に全て行いました。6月中から、少しかかったのですが、7月にかけて実施しました。その中で、報道発表させていただいたように、最も会計手続の責任者である事務部長を処分、指導監督の立場にあった病院長も、措置をさせてもらったということです。

今回のことについては、さまざま問題があります。幾つか上げますと、まず計画の時点

でもう少し綿密に、使うものがきちんと使えるような計画になっていなかったという、計画のある種のずさんさが浮き彫りになったことが1点。それと、当然のことですけれども、会計を預かる者として、物が実際に入っていない中で、業者との間での物はいつでも入れられるという約束だけでお金を支払ったという会計処理の不適切さという、この大きく2点が課題として残っています。

そのため、今回のケースにかかわらず、私が平成28年4月に着任させていただきまして、再度、特に投資経費、修繕、医療機器の購入については、全て私が事前に責任を持ってヒアリングをするということで、全部、私を通さないと執行しない形態をとり、病院の中では事務部長に責任者になってもらい、私が次の総括責任者ということでダブルチェック体制をとることを、平成28年5月の理事会で決定をいただき、現在はその形で進めています。

これを特殊なケースであると思いたいのですけれども、今後こういうことがあってはいけませんので、さらに抜かりのないようにチェックをしながら適切に業務を進めてまいりたいと思います。以上です。

**○井岡委員** 概略は聞かせていただき、2年間の間のいろいろなガバナンスがきいていない状況が露呈されたかと思えます。

もう1点、西和医療センターは2年合わせると25億円の赤字を出しておられます。その中で産科を復活されましたけれども、この産科の現状を聞かせていただきたい。

**○中川地方独立行政法人奈良県立病院機構理事** 産科の再開についてです。産科の再開については、地元の強い要望と、それから県のほうも、7町だけですけれども、あの地域で年間500名余りのベビーが誕生していることもあり、早急に産科を再開したいということがありました。旧の県立三室病院の時代にあった産科が閉じてから約8年たっていますけれども、地元の首長も含めた強い思いもあり、産科の再開に踏み切ったということです。

それで、昨年4月から産科の先生を、県立医科大学附属病院の小林教授の協力のもとに配置していただき、助産師を配置して体制をとりました。実績ですけれども、昨年1年間、出産が61件でございます。これは立ち上げの年で、しばらく4月、5月、6月はほとんどなかったのですけれども、年間で61件です。今年度になってから、4月から6月までの出産が43件で、今聞いている予定出産の方が70数名おられますので、今年の倍ぐらいのペースで今年度は出産を西和医療センターで行えるものと予想しています。以上です。

**○井岡委員** この以前、8年前の数字を、産科の実態を教えてください。

○中川地方独立行政法人奈良県立病院機構理事 お答えします。

今、手元に正確な数字を持っていませんけれども、最も出産の多いときで年間400人弱が、当時の奈良県立三室病院で出産をされたと聞いています。以上です。

○井岡委員 産科も、地元の7町の強い要望があつてされたということですがけれども、これらも含めて、今、80億円で借り入れをしておられますけれども、51億円が赤字です。本年度もいくらかは赤字になってきます。果たしてこれが80億円でおさまるのか、ことは資金ショートはないのか、本年度の見通しを聞かせていただきたいと思います。

○中川地方独立行政法人奈良県立病院機構理事 非常に厳しい経営状態の中で、2月に限度額を80億円まで引き上げていただきました。現在、経営改善の取り組みを加速して進めているところですが、現時点で明確に超えませんという返事をするには控えさせていただきたいと思います。経営改善計画をきちんとお示しさせていただく段になって、正確にお答えをさせていただきたいと思います。今は、次年度もこの80億円というラインを最低限超えないというつもりで取り組みを進めたいと思っています。

○井岡委員 80億円を超えないのではなくて、超えたら議決しませんというぐらいの覚悟でやっていってもらわなければ、大変な状況です。資本金が16億円で完全な債務超過、3倍ぐらいになる予定です。

当初の2年間、結局、今は中川理事がおられますけど、それまでは理事の中に、経営を知っている者がいなかったのが最大の原因かと思っています。なぜこういう理事を独立行政法人にするときに想定できていなかったのか、理事選考に当たって、医者ばかりで経営のプロがいなかったのか、それが最大の理由かと思っています。80億円になって、慌てて立て直したところで、1年目で大体わかることですし、これは独立行政法人にしたときのガバナンスがきいておらず、まさかこんなことになるとは思わなかったでは済まされない大変な赤字だと思っています。

この点について、この2年間、当初の理事の選考を含めて、どういう計画でされたのか、本来は利益を生む団体とおられたのか。独立行政法人、奈良県の場合は奈良県立医科大学でもそうですけれども、当然初めは赤字というのは我々も覚悟していますし、他府県に比べて、出資の面に関しても建物だけ出資して土地を寄附するなど、大変独特で、運営交付金にしても他府県から比べるとかなり少ないです。それは十分承知していますけれども、余りにもこの2年間で金額が大きいのと、大変な赤字を出しておられる。その辺について誰か知事部局から答弁はありませんか。

○山本委員長 どうですか、副知事。

○浪越副知事 当初、病院機構にすることによって、これまでの県立病院で運営してきた形から、民間的な発想も入れ、収支も含めて改善をしていこうということで取り組んだと思っています。当時、そのときに県から理事としてなぜ入れなかったのか、私が、今のところ明確に思い出すこともなく、お答えを持ってないのですけれども、そのときには病院機構として医者も含めて、経営という観点で取り組んでもらいたいという思いから、県の関与をできるだけ明確にしていきたいと、評価の委員であるなど、そういう構造の中で県はかかわっていこうと思ったのではないかと今は考えるわけです。

先ほど言われたように、この2年の間で赤字が大きく膨らんでしまいました。今いろいろなところで委員会もつくり、検討をして分析をしていく中ではっきり言えるのが、費用の関係で、よい病院にしようとする人も含めて、看護師、医師も含めて先行投資して雇用していこうとの思い、もしくはよい病院にしようとして設備関係も整備をしていこうと、かなり先行投資の部分があったことも一つ要因にあらうかと思えますし、人件費の部分でかなり費用がかさんできている部分もあります。これからのことを考えますと、費用の部分で材料費や薬剤費なども含めて抜本的に見直していかなければならないと思えますし、収入の部分で申し上げますと、西和医療センターではとりわけ外来の部分が減少してきているということで、こういった部分についてもてこ入れをしていく必要があると思っています。

今、全国的にもこういった経営改善をされて立ち合っただけの方々に委員になっていただいて、病院経営の抜本的な改革に向けてご提言をいただきたいと委員会を設置し、これから議論の加速をしていきたいと思っている次第です。以上です。

○井岡委員 過ぎたことは仕方がないとは思いたくないのですけれども、これからのことで、奈良県内にはいろいろ県立病院、それから公立病院もあります。宇陀市立病院についてはへき地を抱えておられますし、大和高田市立病院も昔は、3億円を一時借り入れして、あそこは危ないと言われたぐらいだったけれども、今は大変すばらしい病院になっておられます。先日言いました国保中央病院においても、7対1看護を10対1看護にして、入札もやり直したり、それから本会議で言い忘れましたが、地域包括ケアシステムを入れてかなり収支が改善したと聞いています。まだまだ奈良県立医科大学からの医者の供給が足りないということで、この県内の公立病院も市町村が支えてるわけです。この7市町村も、産科も含めて県ばかりに頼るのではなくて、町長も責任を持ってもらわないといけないし、これからの機構改革、それから診療科の再編も含めて、協力していただかなければ

れば、一大問題だと思っています。県に頼るばかりでなく地域の方々も、県民の税金の使われ方にしても偏在してはいけないと思います。公平な立場から見ますとそんなことなら例えば公立病院を西和の7町がつくったらいいではないかということになりませんかでしょうか。

そんな中で、きょうは清水委員が王寺町から来ておられて、地元の委員は大変言いにくいかもしれませんが、その辺を考えていただいて、やはり医療はいくらお金があっても、経営のやり方を間違ふとこういう状態になりますので、十二分に、OBの中川理事に頼るのではなくて、1人ではどうにもなりませんので、県からも常に応援をしていただきたいと思います。今度、新奈良県総合医療センターができますし、現存の奈良県総合医療センターの後もあります。これも、池田委員がおられて、地元の意見もありますけれども、それも含めて奈良市に責任も負っていただいて、立て直していただきたいということで、きょうはこれまでにさせていただきます。

**○山本委員長** この件に関して、関連はないですか。

**○山村委員** 井岡委員からほとんどお話しいただきましたので、とりたててということではないのですが、気になる点がありますので、1点だけお聞きしたいと思っています。

私もこの医療機器の話聞きまして大変驚きました。普通の一般企業でこういうことはあり得ないということで、一体どうなっているのかと非常に疑問を持ちました。今、説明があり、その件について総括も行って、再発防止での取り組みも進められるということだったと思います。

その点はわかりましたが、1点、この機器ですけれども、今後、引き続き、また改めて購入することはあるのかどうかという点について聞きたいと思います。

**○中川地方独立行政法人奈良県立病院機構理事** 質問にお答えさせていただきます。

私は4月に着任をさせていただいて、今回の事案については総括もし、対策をとっているのですが、新たな投資を、これだけに限らず、西和医療センターだけではなく、新病院が抱えている各センター全てにおいて、収支のバランスと投資効果を厳しくチェックしながらやっていきたいということです。今回のシステムは一旦白紙に戻していますが、来年また必ずやるということではありません。白紙に戻した上で、経営の戦略を立ててもう一度練り直すことになろうかと思っています。以上です。

**○山村委員** 再度改めて購入することは決まっていけないということですが、私がこ

れをなぜ聞いたかといいますと、患者にとってどうしても必要なものでありましたら、高いからだめとかいうのではなくて、整備しないといけないことになるかと思うのです。ですが、今回の場合は、どうしても必要ではないので、引き続きこういうことをされると決まらぬと思うのです。ということは、導入を計画された時点で、既に西和医療センターとして、患者にどういう医療をするのか、地域の人に伝えていくのかという医療の中身についてきちんと精査がなかったということだと思います。県立病院は公的医療機関なので、役割があると思うのです。県には病院機構があつて、それぞれの役割があると思うのですけれども、その医療の中身という点で県として果たすべき政策的な医療の中身、あるいは地域の患者の要望にお応えしていく部分というところで、もっと本当にきちんとした精査を持って、しかも計画的に進めていくことがなければ経営も危うくなるということですので、その点はしっかりと捉え直していただき、事業計画書なども出ていますけれども、これと関係なくそういうことが進んでいくあり方は、問題ではないかと思っているので、引き続きその点をしっかりとやっていただきたいと申し上げたいと思います。

○山本委員長 ほかにございませんか。

ないようですので、以上で地方独立行政法人奈良県立病院機構に関する質疑を終わります。

中川理事には、長時間ご協力をいただきましてありがとうございました。ご退席願います。

(中川理事退席)

それでは、ほかに質疑等があればご発言願います。

○中川委員 医療政策部の所管の1項目についてと、産業・雇用振興部の1項目について質問させていただきます。

「平成28年9月定例県議会提出予算案の概要」の医療の充実で、医療機能分化・連携施設設備整備事業は急性期病床等から回復期病床への転換を伴う施設整備に対して補助があり、これは地域医療の構想ともかかわってくると思うのですが、全体としてどのような病床転換の状況であるのかがまず1つ。

2つ目が、こちら補助上限が1床当たり464万円と、大きな金額になっていますので、補助の仕組みはどうなっているのかについてご説明をお願いします。以上です。

○西村地域医療連携課長 ご質問をいただきましたのは、地域医療構想において病床機能がどのように転換をする方向であるかについて、まず1点目です。



奈良県地域医療構想では、2013年及び2025年の高度急性期、急性期、回復期、慢性期という4つの医療機能ごとの必要病床数を推計しています。一方、病床機能報告制度によって各医療機関から現状の病床数が報告されており、その現状の病床数と推計による必要病床数を今後整合させ、転換していくことになっています。その具体的な数字を申し上げますと、2015年の報告と2025年の報告をそれぞれ機能ごとに順番に申し上げますと、高度急性期が1,419床から1,275床に、急性期が7,022床から4,374床に、回復期が1,832床から4,333床に、慢性期が3,429床から3,081床に、それぞれ転換が必要ということです。この中で特に大きいのが急性期を約2,600床減らして、回復期を2,500床ふやす形になっています。

ただし、今申しあげました2015年の機能別の病床数は、医療機関自身からの報告に基づくもので、それぞれ医療機関がどの機能に当たるかを判断して報告しているもので、急性期の病床が多く報告されている可能性があります。実際の医療機能の上では、必ずしもこのような大きな差が出ているとは限らないことから、現在実際の医療機能の分析を行っています。

このような取り組みを進める中で、高齢化の進展に伴う医療ニーズの変化に対応できるよう、転換が必要となる病床数の検討を行っていきたいと考えています。

2点目の、今回補正予算に上げている医療機能分化・連携施設設備整備事業については、これは地域医療構想を実現していくために急性期から回復期への病床を転換していくための補助金で、具体的な内容としては、廊下幅を広げたり、浴室を整備したりなどの回復期の機能として必要な施設の改築を行うことに対して補助するものです。補助額は、具体的に改築する費用が幾らかかったかということではなくて、実際、転換できる病床数1床につき464万円、そのうちの2分の1をこの基金から支出した財源で補助するものです。

今年度、今回補正予算で上げているのは2病院ですが、今年度から着手して2年計画で事業を行いたいと要望があったもので、今年度事業が実施できる、事業完了の見込み分の6,496万円を予算案に計上させていただいています。以上です。

○中川委員 補助の仕組みについては、よくわかりました。2,501床を、回復期病床をふやさなければならないところ、今回57床ということで、2年間かけての目指すのはどういふものか、それに向かってどう進めていこうと考えているのか、ご答弁いただけませんか。

○西村地域医療連携課長 先ほども申したように、2,500床が本当に全部回復期に変

えなければならないかどうかと今、分析や検証を進めているところではあるのですけれども、当然、一定の数は変えていかなければなりません。その中で今回の補正予算で、この具体的な補助金とあわせて基金の積み増しも要求させていただいていますけれども、特に平成28年度ではこの経費として5億円を、当初予算と今回の補正予算を合わせて計上しています。2025年が目標年度ですので、今後10年間、毎年5億円程度を要望していれば、かなりの数の転換が図れると考えています。

今の段階で今回補正予算を上げさせていただくときに、実際要望を聞いたところ、ことし、できればすぐにでも着手したいのが2病院しかなかったということです。以上です。

○中川委員 かなりの程度の転換を図れるのではないかという説明だったのですが、具体的には数値の目標は設けてないけれども、まずはその実態の把握に努めているという理解でよろしいのでしょうか。

○西村地域医療連携課長 お述べのとおり、具体的にどの程度転換をしなければならないかと、実際に強制的に県から転換をさせることもできませんので、これから地域で協議をして、あわせて転換を図っていくように努めたいと考えています。以上です。

○中川委員 そうしましたら、もう1点、「平成28年9月定例県議会提出予算案の概要」の8ページの奈良県営競輪包括外部委託にかかる契約について、きのう説明がありました。その中で奈良県営競輪あり方検討委員会の議論や、ガールズケイリンの取り組み、あるいは包括外部委託の取り組みなどもあって、平成25年から単年度黒字が達成できるようになったという説明をいただいたのですけれども、もう少し具体的にどのような取り組みが功を奏して、単年度黒字になったのかという説明をお願いしたいと思います。

○堀辺地域産業課長 奈良県営競輪場では、委員がご指摘のとおり、平成24年9月に奈良県営競輪あり方検討委員会を設置して、委員から提言されたさまざまな経営改善策について積極的に取り組んできています。

具体的には、平成25年度においては、人件費の削減ということで業務内容の見直しを行いました。そして、平成25年度においては、これは奈良県競輪場だけの努力ではないのですけれども、選手賞金の全国基準が見直されて、選手賞金の引き下げなどがあり歳出額を抑制することができ、累積赤字の解消につながったと考えています。

平成26年度、平成27年度については、競輪開催業務などを民間事業者包括外部委託しました。これによって一層の人件費の削減、それと各種業務の一括委託によるコスト削減のほか、効果的なイベントの開催による集客の対策、あるいは受託場外車券の発売日

の日数の拡大により収入増を図りました。民間ノウハウを生かした経営により、平成26年度決算においては1億800万円余り、平成27年度決算においては1億1,300万円余りの黒字が確保できたものと、考えています。以上です。

○中川委員 そのような取り組みの上に、さらに収益をふやしていくためにはどのような取り組みを考えていますか。現時点で説明できる程度で結構ですので、よろしく願います。

○堀辺地域産業課長 収益確保に向けて、平成25年度以降、ガールズケイリン、あるいはF1西日本カップというレースの開催に取り組んだことで、収益拡大につながる効果を上げることができました。平成27年度から取り組んでいるミッドナイト競輪も収益の拡大に寄与していると考えており、今後もこのような収益拡大に貢献するレースを開催していくことが収益確保に向けての一つの方法だと考えています。さらに収益確保につながる新たなレースが全国的に創設された場合には、積極的に開催誘致に向けて取り組みたいと考えています。

また、インターネットによる車券販売を通じた新規ファン層の獲得、拡大、あるいは各種のイベントの開催を通して、包括委託業者のノウハウも活用しながら車券の売り上げ増と来場者の拡大にも取り組みたいと考えています。以上です。

○中川委員 わかりました。

最後に、奈良県営競輪あり方検討委員会でも、これからのあの競輪場をどうするか議論されていると思うのですが、現在答えられる時点で将来構想はどう考えていらっしゃるのかと、その中で奈良市との話はされているのかについてお願いします。

○堀辺地域産業課長 この平成28年3月に出された奈良県営競輪あり方検討委員会の報告書では、直ちに競輪事業を廃止する状況にはないとする一方で、存続期間について、来場者の高齢化、それから減少に歯どめがかかっていないことなど、将来的な不確定要素があるということで、当面黒字が見込まれる平成29年度から5年間、平成33年度まで存続するという一方で、平成34年度以降の存廃については、改めて平成32年度末に方向性を示すと提言されています。

県でもこの提言を受けて、平成34年度以降の方向性については、全国的な競輪事業を取り巻く環境、あるいは奈良競輪場として将来的に必要となる施設改修の内容や規模、こういったものを明らかにした上で、この5年間の競輪事業の実施状況も見ながら判断していく必要があると考えています。そのため、委員会において引き続き審議していただく必

要があると考えています。以上です。

○中川委員 そうしますと、現時点、奈良市とは余り話をされていないという理解でよろしいでしょうか。

○堀辺地域産業課長 将来的に競輪場の跡地など、検討する必要があるれば奈良市、あるいは関係機関と協議等をする必要が出てくるかと思えますけれども、現在のところは考えていません。以上です。

○中川委員 ありがとうございます。以上です。

○清水委員 1点だけ、お尋ねさせていただきます。

その前に午前中、奈良県交通安全計画について、私が少し理解不足のところがありました。改めて関係する部局で問いますので、よろしくをお願いします。

ならジビエPR事業が新しく今回補正予算で上がっているのですけれども、私自身も年に数回は鍋を食べに行ったりはするのですが、この960万円のできる範囲は非常に限られていると思いますので、今後の展開について何かほかに考えられることがあれば、ご紹介をいただきたいと思います。

○竹田マーケティング課長 ならジビエの振興目的として、ならジビエのPR事業を今年度、9月定例県議会で960万円の補正予算を計上させていただいているところです。その内訳としては、960万円のうち約600万円を、いわゆる生肉を仕入れていただく各飲食店等への補助ということで計上しています。別途、広報費ということで、PR事業を展開する中でキャンペーンやホームページの作成等々で約三百数十万円入れており、その他事務経費で総額960万円の事業として、この9月補正予算で上げさせていただいています。県としては、ジビエについて、県民アンケートをとらせていただいたところ、他の県内の畜産物に比べると非常に認知度が低いということがあります。さりながら、ならジビエをすばらしいものとして県としてPRもしていきたいということで主要な予算を上げさせています。

この事業に関しては、奈良女子大学の狩りガールの皆さん方が昨年事業提案をいただき、奈良女子大学との連携もこの予算以外で可能性があるかと理解していますし、この事業に民間の方も協力したいという声も頂戴しています。そういった皆様方とも連携しながら、この予算の範囲プラスアルファで県内のジビエの振興という観点で進めさせていただきたいと思っています。以上です。

○清水委員 事業の概要はわかりました。

それで、PR費用の360万円を相当として今、充てられていると思うのですが、例えばほかの広報関係でも、観光関係でも、いろいろなアプリで紹介はされていますが、なかなか奈良県の情報発信力が低い気がします。単にチラシを配ったからといって人が来てくれるわけではありませんので、やはり近畿圏、ほかの県でもジビエを使われている、そういう他県も結構あるわけですから、兵庫県、そして京都府の山間、和歌山県の山間、三重県の山間、同じような内容で広報しても奈良県に食べに行こうかという発信力になるのかというところが一番ネックだと思います。ぜひとも今後の情報発信、PRの内容をもう少し深めていただいたほうがいいのではないかと思いますので、今、考えておられるPRの中身はということなのか、ご説明をお願いしたいと思います。

○竹田マーケティング課長 補正予算で計上させていただいている中でのPRですが、まずは、いわゆる試食を含めたPRイベントの開催です。奈良市周辺、中和地域で合計2カ所程度のPRイベントを実施したいと考えています。その他としては、ホームページも立ち上げて、ならジビエについてのおいしさ、すばらしさを広報していきたいとも考えています。また、先ほど申し上げた奈良女子大学の連携の中で、よりマスコミに取り上げていただける取り組みも工夫しながら、ならジビエについての振興、PRを努めていきたいと考えています。以上です。

○清水委員 地元の産業育成ということもありますし、観光客の誘客、それから、この前、ネットクーポン等々でやられましたけれども、ただ、クーポンで誘客をしてもそのときの一過性だけにとどまりますので、これは冬季も、ぜひとも奈良にはこういうおいしいものがあるという宣伝の媒体ともなり得ると思います。内容についてはいろいろ研究をさせていただいて、今回初めての事業ですので、展開をどう進めていくのかをきちんと議論をしてやっていただきたいと思います。以上です。

○山村委員 それでは、数点、質問させていただきます。

最初に、鳥獣害の対策ですが、近年は多くのところで取り組みが進んで、大変効果が上がっていると聞きました。しかし、なかなか対策が効果的に行われずに困っているという方の声も聞かせていただいています。鳥獣害対策について、県下各地や全国で実践されている有効な方法、こうやればうまくいくということについて、農家に対してきめ細かく情報発信してほしいという要望を聞いているのですけれども、この点、どのように取り組まれているのか、お聞きしたいと思います。

それから、各市町村の猟友会の方々の高齢化が進む中で、若い会員を確保するというこ

とで、県は今、どういう支援をされているのか、お聞きします。

県や市町村職員も含めて、銃やわななどの資格取得者を計画的に養成して、現場で対応ができる、そういう役割をできる方をふやしていくということですが、そのためにどんな取り組みをされているのか、お聞きしたいと思います。

○和田農林部次長（農業水産振興担当、農業水産振興課長事務取扱） 鳥獣害対策について山村委員からお尋ねです。

市町村によって格差があるというご指摘ですけれども、鳥獣害については、当初南部地域が中心に始まり、徐々に北部地域にまで広がっている状況にあるかと思います。市町村によって、早い時期から鳥獣害があったところは、防護柵の設置であるとか、そういったところに積極的に取り組まれて体制整備が進んでいるところもありますけれども、鳥獣害が当初なかった地域においては、先発地域に倣って、今後県の指導も含めて徐々に、取り組んでいきたいと思っています。

県では、野生鳥獣による農業被害を軽減するために、人材の育成、生息環境の管理、被害の防除、最終的には個体数の調整という4本柱で今まで取り組んでいます。市町村など関係機関と連携して、集落ぐるみでの取り組みを支援しています。

特に、どのような取り組みを重点的にということ、後継者育成のご指摘があり、そういった意味では人材の育成が中心になると思いますけれども、新たに狩猟免許の取得を希望される方の支援ということで、狩猟免許取得促進講習会を年2回、県で開催しています。ちなみに平成27年度においては、受講者数は160名おられました。

また、狩猟免許を既に取得された方への支援ということで、狩猟免許のうち、例えば銃猟免許を取得された方については、狩猟前、射撃練習のための銃猟安全技術講習会をやらせてもらっています。近隣の京都府や大阪府にある民間の射撃場で、年5回実施しています。平成27年度の受講者数は162名おられました。

獲得された個体の処理技術というところで、例えばとめ刺しであったり、解体作業というものがあり、こういった技術普及を図るために、県内4カ所でわな猟の技術講習会を開催しています。平成27年度の受講者においては、151名おられました。

こういった取り組みを通して、鳥獣害対策の担い手の育成を図っているところです。

また、若者が少ないというご指摘もありましたけれども、先ほどマーケティング課長からもありましたが、女子大学生などが活躍してもらおう狩りガールというものを、今年度も事業としてしています。こういった方々が若者のネットワークを活用してご理解いただい

て、狩猟免許等、取得をしていただいて、狩猟界全体の活性化に努めてもらっている現状です。

**○山村委員** いろいろと成果も上がってきているということですので、さらに進めていただきたいと思います。

次に、お伺いしたいのは、農家の支援です。私たちの住んでいる地域で、農地がどんどん荒れていくのを見るのは大変つらいものがあるわけで、その農地を守ってくださる方が、最近では兼業農家の方、高齢者世帯で、大変小さな規模ですけれどもやっていたということがあると思うのです。そういう方々もできる限り農業を続けていただけるように、規模や、兼業であるという形態にかかわらず県の支援が受けられることがどうしても必要だと思っているのですけれども、そのための支援と言えば、どういうことがあるのかお聞きしたいと思います。

**○小坂農林部次長（農政担当、担い手・農地マネジメント課長事務取扱）** 山村委員のご質問にお答え申し上げます。

本県の農家の大半を占める兼業農家については、水稻を中心とした水田農業を支える担い手であり、県の重要品目である米づくりだけでなく、稲穂が広がるすばらしい景観保全の役割も果たしていただいていると考えています。しかしながら、本県の農家数は平成27年に2万6,000戸、この10年間で16%減少しており、専業農家だけではなく兼業農家についても、幅広い新たな担い手の確保が重要な課題と認識しています。

そこで、県としては、世代交代により新たに稲作にチャレンジするやる気のある農家を対象に、米づくりの研修会を地域ごとに実施しております。その受講者の大半は、兼業農家の方々です。加えて、県の普及指導員が高品質な米生産に向けた農業技術などを指導しています。

また、高齢化して後継者のいない兼業農家については、集落営農を組織して米づくりなどの土地利用型農業を継続し、ひいては耕作放棄地を出さないことが一つの方策と考えています。このため、将来の法人化を前提に国では、集落営農の組織化に対して定額20万円を補助しており、県ではその組織化に向けて普及指導を行っています。

また、県独自としても、集落営農の農業経営の多角化や複合化に対する取り組みに対して事業費の2分の1補助という支援も行っています。

もう一点、今ほどありました兼業農家を対象にしたものではありませんが、日本型直接支払制度の中に、多面的機能支払いにより、農道や水路などの地域資源の保全管理のため

の地域の共同活動に参加した農家等に対する支援も行っています。

以上申したとおり、県では今後とも地域農業を支え、農地の有効利用を進める上で意欲ある兼業農家がやる気を持って農業を行えるよう、支援してまいりたいと考えています。以上です。

**○山村委員** 本当に農家の方々が、収入にかかわらず農地を守っていきたいという思いで続けていただいているのは大切なことですし、そのことによって私たちの国土が守られるということがありますので、おっしゃっていただいたように、さらにいろいろと応援していただいき、奈良県の美しい景観も守っていってけるようにと思っています。

次に、地産地消で、学校給食のことをお聞きします。地元でとれた安全な農産物が学校で食べられると、お母さんや子どもたちも大変喜ばれていますし、また農家の方にとってもそれが販路拡大になるということで、大変意欲を持たれるということでいい経験がたくさん生まれてきているのですけれども、なかなかうまくそういう仕組みをつくり上げることを、やりたいと思っているけれどもうまくいかないという相談も受けているのですけれども、県ではどのように取り組んでいただいているのか、お聞きしたいと思います。

**○竹田マーケティング課長** 学校給食における地産地消の取り組みですけれども、ご承知のとおり学校給食における地産地消の取り組みについては、委員がお述べのとおり、地域の安全・安心な農産物に親しんでいただき、健康的な食生活を生み出す食育の推進につながるのと同時に、地域農業の振興にも発展すると期待しています。

現状を申し上げますと、県内の公立学校の給食における食材の地場産物の活用割合ですけれども、県教育委員会の調査で、平成27年度は16.3%という数字です。既に全ての公立学校において、週3回から4回の割合で県産米ヒノヒカリについてはご利用いただいていますけれども、米以外の農産物については、料理する側の求めます規格や価格等の兼ね合いもあり、非常に利用率が低い現状です。こうした中で県においては、平成27年度については国の交付金がありましたので、これを活用し、県産農産物や加工品を利用された学校給食の提供に対して経費の一部を助成するという支援を実施したところです。

また、本年3月には、新たに学校給食の地場産物活用の事例紹介をパンフレットを関係部局と作成し、関係市町村や学校に配布して啓発に努めています。

また、今年度については、学校給食での地産地消の取り組みに関して、国の補助制度ですけれども、6次産業化ネットワーク活動交付金事業があります。こういった事業でも学校給食について市町村が取り組めることがことしからできるようになり、既にこの事業内



容について各市町村にもご案内、ご周知をさせていただいています。

さらにまた来月、同事業についての説明会を開催をさせていただいて、学校給食担当部局の皆様方に改めてご案内を予定しています。

その他、委員がおっしゃった学校給食への地場食材の活用や、メニューの開発も進めています。こちらについては昨年度の夏、JAならけんや学校給食者、また教育委員会や我々農林部の関係機関で、学校給食における地場産物活用プロジェクトチームを立ち上げて、地場産物の安定供給に向けた検討を行ってまいりました。

これら昨年度の検討を踏まえて、今年度については学校給食のニーズに合った地場産物を供給する仕組みづくりを進めており、県が音頭をとってコーディネートさせていただいて、モデル事業として、磯城郡川西町において生産出荷組織であるJAと学校給食機関が連携して、地域ぐるみで仕組みを始めているところです。具体的にはことしの年末に収穫時期を迎え、その時期に従来から献立として利用いただいている大根について、地元産を活用することを目標に学校給食における地場産物の供給について準備を進めています。

今後これらのモデル的な取り組みを参考に品目や地域を広げて、学校給食の地産地消推進に向けて、有効な仕組みづくりを進めていきたいと考えています。以上です。

**○山村委員** いろいろと進めていただいて、学校給食の市場は全体を合わせるととても大きなものになると思いますので、農家にとっても非常に大きな経済効果があると思います。ぜひ進めてほしいと思っています。

今、お触れいただきましたが、国の新たな補助の仕組みについてもご紹介いただくということですので、ぜひお願いしておきたいと思います。

次に、医療政策部にお伺いしたいと思います。

1点目は、医師・看護師確保対策について伺いたいと思います。奈良県では医師・看護師確保対策については、体制も整えて一定努力をさせていただいておりますので、効果があると思われると私も認識していますが、現状では充足している状態ではないこともあると思います。とりわけ救急医療の現場では、救急車の搬入、受け入れをしたいけれども、夜間、当直の体制が弱いということで受け入れができないという苦しみを、民間病院、救急告示病院となっておられる医療機関の方々から聞いています。

また、先日、奈良県立医科大学でER救急について先生からお話を伺ったのですが、断らない医療ということで大変献身的な努力をされており、人命を守る先生の姿勢に感銘を受けました。しかしながら医師の体制では大変苦しい状況もあり、病棟の当直医が

多くを担われる場合が多く、先生の献身的な、自主的な頑張りによって支えられている実情もお聞きしました。やはり必要などころにきちんと体制を強化しなくては、どんなによいことであっても長続きできないのではないかと感じました。

また、県立奈良総合医療センターは、新病院、540床で、高度医療など重要な役割を果たすということで、医師の確保は緊急的に重要な課題だと思っています。同様に看護師についても、市中病院、民間病院の医療機関の方々からはなかなか確保が大変という話をずっと聞いています。それぞれの医師・看護師の確保についての現状と課題、今後の取り組みというか、今後どう進めていくのかについてお伺いしたいと思います。

**○松山医師・看護師確保対策室長** 医師・看護師の人材確保の件について答弁させていただきます。

委員がお述べのように、県民が安心できる医療サービスの提供のために医師・看護師を確保することは重要な課題であると認識しています。

まず、医師については、奈良県立医科大学や近畿大学医学部の新入学生を対象とした緊急医師確保就学資金貸付金と、県内外の医学生を対象とした医師確保就学資金貸付金の2つの奨学金制度を設け、公立・公的病院等の産婦人科や小児科など、特に医師が不足する診療科や、へき地に勤務する医師確保に努めています。この結果、今年度までに22名の医師を配置し、平成36年度には、最大で31名の奨学金を受けた医師が県内の公立・公的病院で勤務することが見込まれています。

また、免許を取得した医師が、初期臨床研修を県内で受けた場合の県内定着率が高いことから、県では県内外の医学生に対する県内臨床研修病院のプロモーションを実施することにより、初期臨床研修医の確保に努めています。この結果、平成27年の募集定員に対する充足率は90.2%と全国第5位で、都市部の都府県が上位を占める中で成果があらわれていると感じています。

このほか、奈良県立医科大学においても、中期目標に医師派遣システムの適切な実行が掲げられており、平成25年度からは県費奨学生配置センターが設置運営を開始され、地域貢献の一環として積極的に取り組んでいただいています。

次に、看護職員の養成、確保についてですが、かねてよりさまざまな施策を実施してまいりましたが、平成25年度に改定した奈良県保健医療計画等を踏まえて、新規就業者数の増加、離職率の低下、復職者の増加の3つの観点から取り組みを進めているところです。新規就業者数の増加については、県内医療機関への就業者数の増加につなげるため、看護

師等養成所の運営費に対する補助や、看護師等就学資金の貸与等の取り組みを行ってまいりました。平成25年度には、就学資金貸付金の返還免除対象施設に200床以上の病院も加え、貸付枠も10名ふやしたところです。離職率の低下については、看護職員の資質向上を図り、定着を促進するため、新人看護職員卒後研修に対する支援や、中堅看護職員を対象としたスキルアップ研修、認定看護師等の資格取得に対する支援などを実施しています。

また、働き続けられる環境を整備するため、病院内保育所運営費に対する補助を行うほか、医療機関における自主的な勤務環境改善のための取り組みを促すため、医療勤務環境改善支援センターにおいて勤務環境改善のためのアドバイザー派遣や研修などを行っています。

これらの取り組みにより、病院看護職員の離職率は、平成20年度では全国では11.9%に対し、本県は13.4%であったものが、平成26年度には全国では10.8%に対し、本県は11.2%とほぼ全国並みとなっています。また、新人看護職員の離職率については、全国では7.5%ですが、本県は4.3%と成果があらわれてきていると感じています。復職者の増加についても、潜在看護師の再就業を支援する看護職員復職応援事業や、ナースセンターによる支援の強化などに取り組んでいます。

県では、今後も引き続き地域の実情に応じた医師・看護師確保に努め、県内病院がその役割と機能を十分に果たすことができるように取り組んでまいります。以上です。

○山村委員 現状をお聞きしました。

この取り組みですけれども、それぞれ、例えばいつまでに何人ふやすなど、そういう年次の数値目標などを明確にして取り組んでおられるのかお聞きしたいと思います。

○松山医師・看護師確保対策室長 例えば医師などについても、本人の意向等もありますので、いつまでに何人という具体的なものはありませんが、重要なのは奈良県全体としてのパイをふやすことであると考えており、それに向けて全力で取り組みたいと考えています。以上です。

○山村委員 確かに目標を決めたからそうなるというものでもなく、人のことで、物と違いますので難しいことはよくわかっていますが、看護師などは需給計画もあります。それから平成30年に開院予定になっている新奈良総合医療センターでは、開院までに医師で30名、看護師で言えば100名から150名ぐらいが必要だとお聞きしているわけで、そういうことも勘案して見通しが持てるのかということがあると思いますので、その点も

重要なことと思っています。それを申し上げておきます。

それから、次に、地域医療構想についてお聞きしたいと思います。先ほども中川委員からご質問がありましたが、2025年に向けて奈良県の地域医療構想が発表をされました。この中で一般病床を高度急性期、急性期、回復期、慢性期の4つの機能に再編をして、患者の診療データ、あるいは2025年の人口推計から県全体の必要病床数を算定したということで、10年間の間に全部で990床を減らす計画になっています。高度急性期病床及び急性期病床については、奈良県全体で2,794床を減らす計画になっています。先ほどもこの点、お話がありました。しかし、この計画が発表されて、そこにその数が載っていますから、この数だけを見ますと急性期病床が相当減ると思いますし、県民からは大変驚きの声、あるいは疑問の声なども寄せられています。

そこで伺いたいのですが、先ほどありましたように奈良県では現在も医師の不足、あるいは偏在が課題になっており、救急医療の体制も県全体では大変苦勞のある状況だと思います。そういう中で急性期病床が減少することで、救急医療の体制自体、後退が起きないのか心配されるのですが、その点についてはどうでしょうか、お伺いします。

**○西村地域医療連携課長** 先ほど中川委員のご質問にもお答えしましたとおり、2025年の推計値と現状の病床数、例えば急性期だけをとりますと、7,022床から2,648床減らさなければならないですけれども、先ほども申し上げたとおり、2015年の機能別の病床数は医療機関自身がみずから報告したもので、現状の急性期の病床数が多く報告されている可能性がありますので、実際の医療機能はどのようになっているか分析をしているところです。

また、病床の医療機能の分化の取り組みは、急性期の機能のある程度集約することで病院がその機能を一層発揮するという狙いもあると認識しています。例えば南和地域の3病院を再編して南奈良総合医療センターを開設することによって、急性期病床は減りましたが、その地域の救急医療体制は大幅に充実していることもあります。他方、回復期の機能の病床であっても、かかりつけの患者の病状が悪化した場合などは、一定程度の救急の機能を果たすこともできると考えています。

今後は高齢化の進展に伴う医療ニーズの変化に対応するため、地域で必要とされる機能について医療機関と情報共有を図りながら、地域医療構想の実現に努めたいと考えています。

また、救急医療体制はこれまでと同様、消防機関や関係医療機関との協力と連携が重要

であり、今後も関係者の意見を聞きながら、救急医療体制の充実に向け、引き続き取り組みたいと考えています。以上です。

**○山村委員** 今のお答えで、1点は正確ではないかもしれないという話ですが、それは確認中と。

もう1点は、集約をすれば機能が高まるから大丈夫だと言われたと思うのですが、しかし、幾ら集約を図るといっても、2,000床を超えるこの数では、規模が違うような気がしますので安心ということには納得しかねます。それから、回復期になりますと、医療の体制はかなり変わってきますし、緊急的な状況で、救急対応という役割を果たす点ではなかなか難しい面があるのではないかと思います。

実際、この計画では、これから在宅で利用される方がすごくふえてくると言われていますが、その場合に高齢期の方で、肺炎になったり、大腿骨骨折になる方が大変多くなるということで、そういう場合は緊急的な処置がすごく必要になってきますし、肺炎などは命にかかわる病でありますから、しっかりとした対応が要ると思うのですが、そういう点での不安はないのかということがあると思います。

実際、現状でも救急搬送の58%は高齢者です。そういうことも思いますと、この計画の中身で本当に安心できるのか、私としては疑問に思っているのですが、その点、お聞きします。

**○西村地域医療連携課長** 地域医療構想に示した数字がかなり大きな乖離になっていることが原因だと思うのですが、先ほど申し上げた、回復期機能でも一定の救急がということについては、確かに回復期でありますとりハビリを中心にするという病床もありますが、回復期と位置づけている中にも地域包括ケア病床ということで地域の在宅も支えて、高齢者が急変した場合は受け入れるという機能の病床もあります。今後とも地域医療構想を進めるに当たっては、とにかくその数値だけということではなく、本来地域に必要な医療機能や救急体制についても考えながら進めていきたいと考えています。以上です。

**○山村委員** 今のお答えですと、ここにこういう目標数値は書いているけれども、これは書いてあるだけであって、実際に進めるに当たっては地域の現状によって変わる場合もあり得るということなのではないでしょうか、その点も確認したいのですが。

それと、もう1点、お聞きしたいのは、この計画では医療機関の再編をやっていくことについては、まず患者が安心して退院できる環境を整える必要があると述べておられます。しかし、現状を見ましたら、在宅医療あるいは介護の体制が整っているわけではなく、基

盤やマンパワー、ともに大きく不足しているのが実態だと思います。ですので、そういうことが10年間にできるのかどうかわかりませんが、既に10年先にこれだけ減るということで、削減ありきで進んでいるのではないかと、在宅に行ってもらってということになるのではないかと懸念をしますけれども、その点はいかがですか。

○林医療政策部長 お答えします。

数字の上で2,600床といった大きな差が生じていることで、不安を与えていることは今、よく理解をしました。とはいっても、これは先ほどから申し上げておりますとおり、現状の数字が明確な定義に基づいて算出された数字というよりは、かなり医療機関の自主的な報告に基づいていますので、急性期となっている7,000床が本当にその高度なものばかりだというわけではないこともありますので、まず今の報告自体の定義の曖昧さといったところがあると重ねて申し上げたいと思います。

もともと国の急性期、回復期、慢性期という機能の区分が、非常に大きくくりで捉えられていますので、そこに当てはめ、それぞれのイメージをどう捉えるかによって少し不安が生じていると思いますけれども、ご指摘をいただいたように、救急の医療が大事であることや、高齢者の居場所をきちんと確保してあることが大事ということは私どももきちんと認識をしていますので、その言葉のイメージだけではなくて、そういった具体的な細かい医療の必要性の内容について、しっかりと見ながら進めていきたいと考えています。数字を合わせることよりも、中身をきちんと確保することが大事だと思っていますので、もちろん目標の数字ではありますけれども、しっかりとご指摘を踏まえて取り組んでいきたいと思っています。

○山村委員 そうしたら、なぜこの計画が出ているのかと思うのです。正確でない数字を並べて、将来はこうなりますと言っておきながら、それは正確ではありませんなど、これは進めていく一つの指標になるのかもしれませんが、実態を見合わせて考えていくということになりましたら、そもそもこの計画そのものを私は見直して、作り直してほしいと思います。

現状で多くの方々は、これをつくった段階で救急医療がどうなるのか、在宅は一体どうなっているのかなど、地域の医師、病院がどういうところになっていて、それぞれ医療圏ごとにここでも数字を上げています。いろいろ数字がいっぱいあってわかりにくいけれども、例えば減少数は医療圏ごとに決まっています、5つの医療圏ごとに、奈良医療圏では175床、東和医療圏では304床、西和医療圏では84床、中和医療圏では223床、そ

れから南和医療圏では204床を減らさないといけないということになるわけですが、そういうことは地域の人たちが協議しないと決まらない話です。ですが、それがここにこう書かれているということで、県としては国からそういうものが出されたからつくって、それを推進していく立場にあると思うのですけれども、一体そういうことについてこれからどう進めていかれるのでしょうか。それをお聞きします。

**○林医療政策部長** 少し言葉が足りなかったところがあるかもしれませんが、正確であるかどうかと申し上げているのは現在の数字のほうであり、この現在の数字が、何か綿密に積み上げられた数字というよりは医療機関が報告をした数字になっておりますので、本当に医療機関が急性期の病床だと届け出たところが、どういった機能を果たしているのかということを見て、少しそういったところを分析するだけでも、このギャップは実際にはそれほど大きくない場合もあるかもしれないと申し上げただけです。

これからの進め方ですけれども、調整会議を開いて、地域のさまざまな医療関係者あるいは介護などの事業者も含めて、そういった方々にしっかりと入っていただいて、また県でも医療機能の分析などを行った数字等をお示ししながら、コンセンサスをつくっていく作業といいますか、そういった話し合いを丁寧に進めていきたいと考えています。

**○山村委員** 余り納得できない答弁ですけれども。この地域医療構想そのものは、国が今、一番これを進めていこうとされている政策であって、そのことを奈良県でもやっていくということなので、ここに出された計画は、いろいろあったとしてもそれを基本に進めていく立場であると私は思っているのですけれども、このことがいいとは思っていません。この数でいいとは思っていませんけれども、そういう性質のものだと理解をしているのですが、その上で医療圏ごとにいろいろな人たちが相談し合って、この決められた病床の数を減らさないといけないという相談をすることになると思うのです。いや、うちは全然減らしませんという結論は出ない話になるのではないかと思うのですけれども、そういうものではないのですか。ここに書いている、県が目指している機能別の区分、あるいは目標としている数は、そうやってつくっていくという計画ではないのでしょうか。変わってしまうということですか。

**○山本委員長** 要はこれを踏襲していくのか、削減ありきかどうかを問いかけているわけですか。

**○山村委員** この計画をせっかく出したのに全然違う結論になってもいいのかということ、もしできるのならそうしたらいいと思うのですけれども、そこを確認したいです。

○林医療政策部長 将来の推計ですけれども、これからの将来の医療需要、あるいは介護なども含むのかもしれませんが、その需要の数をどう見込んで、そして実態のサービスの提供量をそこにどう近づけていくかという作業であると考えています。2025年の推計については国の一定の算出方法に基づいて合理的な数字として算出したものですので、これに基づいて、これを目指して医療提供体制の整備を図っていくことになろうかと思えます。

現状の数字が少し曖昧だと申し上げたけれども、この推計している目標の数字は現行の最大限の努力で出した方法ですので、これに基づいて、ここに向かってサービスの提供量を確保していく方向で進めていきたいと考えています。

○山村委員 考え方はおっしゃったことでわかりました。要するにこれが目標だということです。それに向かっていろいろな形で進めていくことになるわけです。

そのことがはっきりした上で申し上げますと、これは国が示した算定方式に基づいてきちんとやられていると、そのことは別に否定はしません。でたためにやったとか、そういうことは全然思っていないのですけれども、ただ、国が求めてきた算定の方法でいいのかどうかは、問われると思っています。ですので、本当にこれが将来の奈良県にとって最善の計画になっているのかについては、やはりもう少し、この決め方ではない多様な人たちの意見を聞いた中で検討し直す必要があるのではないかと。それはさっき言った救急の問題もありますし、それから高齢者が在宅でどのように過ごすことができるようになるのかという基盤整備の問題も絡んでくると思います。

この計画の中では、在宅の方が1.5倍ふえるとなっていますから、それに見合った基盤整備が必要ですが、その基盤をどうつくっていくかについては全く触れられていなくて、地域で医師会か何かを中心になって話し合おうとされていますから、あまり実現性がない気がしていることもあります。例えば、これは高知県で調査をされたものですが、入院患者5,374人の方に、患者の家族と入院されている医療機関、両方に調査をされました。今後、治療をどこで受けたいのかを聞かれています。そうしましたら、病院側の答えでは、療養病床で過ごしたいというのが63.4%、それに対して自宅に帰りたいというのが5.6%。患者側は療養病床と言われたのが75.9%、自宅に帰りたいのは5.3%だったということです。それは高知県が奈良県と同じように山間、中山間地域に住んでいる方が非常に多い、南和地域の状態とよく似たところだということもあると思いますし、この入院されている方の約半数はひとり暮らしであったり高齢夫婦のみの



世帯であって、8割の方は日中、夜間、介護で見てくれる人がいないという条件があるということで、私は、これを見て本当に奈良県でも同じような状態ではないかと言えらるうのです。そういう感覚が市民にある中で、この計画はかなり乖離があると思っています。

いろいろ申し上げましたけれども、私は、そもそものこの計画、目標を出されている数値そのものも見直す必要があると考えています。それは今後、多くの方の意見をきちんと聞かれ、しっかりとした話し合いをされる中でそういう作業をするべきではないかと思うのですけれども、その点、聞きたいと思います。

**○林医療政策部長** 実態を踏まえた貴重なご指摘をありがとうございます。

この推計については、先ほども申し上げましたように現在の最善の努力で出されておりますので、現時点においてはこれはこういった数字を目指して進めていきたいと重ねて答弁申し上げたいと思います。実際にその中でさらにきめ細かく、急性期の中でもどう救急医療を確保していくか、どう高度な医療を確保していくか、そういった問題についてはきちんと取り組んでいきたいと思っています。

また、在宅等という中にも全くの家というだけではなくて、さまざまな住まいの場、高齢者住宅のようなところも含めての在宅等ということですので、実際に高齢者が生活をする場所、安心して生活する場所がきちんと確保されるような体制の確保をしっかりと念頭に置いて、今後の調整会議を進めていきたいと考えています。

**○山村委員** お答えは理解しました。

ただ、この計画、進めていく上でこのとおりに進まないということが起こった場合に、国では知事の権限が非常に強くなるということで、知事の指示でこういうことが決められていく可能性もはらんでいると聞いています。そういうことになるかどうかわかりませんが、そういう性質のものだと聞いているわけです。いろいろな条件は加味するけれども、この計画そのものを見直す考えもないということであつたので、私としては、このことについては再度考え直してほしいという気持ちが非常に強くありますので、できれば知事にもお伺いしたいと思います。以上です。

**○山本委員長** 総括審査で。

**○山村委員** はい。

**○池田委員** それでは、きょうお越しになっている所管の3部それぞれに質問をさせていただきたいと思います。

まず、産業・雇用振興部に3点、質問をさせていただきます。

先ほど中川委員からも質問がありました奈良県営競輪場についてです。先ほどの説明、答弁を聞いていますと、随分運営の改善に向けたご努力があって、包括外部委託もしたことによって黒字転換になり、奈良県営競輪あり方検討委員会でも向こう5年間、平成29年度から5年間は存続していくことが決定になったということです。来年度も引き続き包括外部委託をされると伺っていますけれども、その選定の方法と今後のスケジュールについて、お聞かせいただきたいと思います。

**○堀辺地域産業課長** 来年度からの包括外部委託導入ということで、まず選定方法です。奈良県営競輪の今後を考えた場合に、包括外部委託という、競輪開催に係るさまざまな業務を集約して委託することで、委託料を安くするのはもちろんですが、それ以外にも売り上げの増加につながる効果的、弾力的な運営や、今後一層の競輪事業の活性化につながる民間ノウハウの発揮ということを期待して、前回同様公募型のプロポーザル方式により民間からのすぐれた企画提案を受けて、受託業者を決定していきたいと考えています。

委託する業務としては、主に4項目を考えており、1つ目としては競輪開催関連業務、これは車券の窓口販売、あるいはそれを計算する集計センターの業務です。2つ目としては宣伝、サービス業務としてレースの実況放映あるいはCS放送、その番組制作、あるいは競輪場内にあるオッズなどを表示する映像機器の画面の高画質化対応、それと地元住民の皆様方にも親しまれる競輪場としての活用です。3つ目として施設管理業務で、選手宿舍の運営も含めた施設全体の管理業務です。4つ目としては場内警備、周辺道路清掃業務などです。これらの業務を一括して委託したいと考えています。

スケジュールですが、今議会で提案している債務負担行為を承認いただきましたら速やかにプロポーザル参加募集の公告に入りたいと考えており、年度内には基本契約を締結できるように事務を進めたいと考えているところです。以上です。

**○池田委員** この奈良競輪場ができて随分月日がたつわけですが、住宅地に隣接をしているということで、周辺住民の皆様にも随分と昔はご迷惑をかけてきた経緯もあったと聞いています。現在も開催中は多くの方が来場されますし、また車、送迎バスの出入りもあって、生活に影響がある日も中にはあると伺っています。

おっしゃった包括外部委託をすることによって運営面、経営面での改善は、実際この3年間を見ても実績として上がっているわけで、向こう5年間存続される中では外部委託に対して異を唱えるものではありませんけれども、この機会に地元の競輪場であるという視点も忘れてはならないと思っています。具体的には例えば雇用の問題、いろいろな業務に

かかわって地元の業者を使っただけ、あるいは競輪場周辺の環境をしっかりと維持をしていく、渋滞対策、交通対策など、いろいろあるわけですが、いま一度、このあたりがおろそかにならないように、ぜひ業者が決まりましたら、県からもしっかりと伝えていただく必要があるのではないかと考えています。

また、奈良県営競輪あり方検討委員会の提言の中には、地域のイベント等にかかれた競輪場の活用を図るべしという内容が盛り込まれていたと思うのですが、これまでのように限られた競輪愛好者だけの施設ではなくて、今申したように地域の中の競輪場なのだということで、地域の皆さんにも参加していただく、あるいは活性化につながるイベントをそこで実施をするとか、ほかの事業者団体がやっているイベントとうまくタイアップをして、お互いが相乗効果でメリットのある形をとるなど、いろいろなやり方があると思います。この提言に書かれていますように奈良競輪のあり方をいま一度、県としてもしっかりとご検討いただいて、特にきょう申した地域や周辺とのかかわりにもしっかりと軸足を置いて、今後積極的な展開をお願いしたいと思います。よろしく申し上げます。

次に、制度融資の現状について、いろいろなメニューをお持ちですが、どのような状況にあるのか、まずご説明をいただきたいと思います。

**○堀辺地域産業課長** 制度融資の現状ですけれども、ここ数年の県制度融資の新規貸し付けの実績ですが、リーマンショック直後の平成21年度の577億6,400万円をピークに、平成26年度において一時前年度を上回ったことはあったのですが、減少傾向にあり、平成27年度においては74億200万円となっています。

また、貸付残高を見ましても、平成21年度末の923億8,300万円から平成27年度末には307億9,300万円となっています。以上です。

**○池田委員** 利用実績を説明いただきましたけれども、随分と減ってきているという実態があります。このことについて担当課としては、その要因、なぜ利用が少なくなっているのか、どのように分析をされていますか。

**○堀辺地域産業課長** 下がってきている要因としては幾つか考えられますが、まず、市中金利が低利傾向で、制度融資の割安感が薄れてきていることが一つ上げられると思います。2つ目に、リーマンショック後の景気の低迷により資金需要が低迷して、その後の景気回復過程においても資金需要が伸び悩んでいることが考えられます。3つ目に、災害や大型倒産等の急激な経済変動に対するセーフティー系資金がありますけれども、これの需要が今のところ落ちついていることが考えられます。以上です。

○池田委員 市中銀行の利率が下がっていることによって制度融資の割安感というかメリットが薄れているのではないかなど、さまざまなお説明がありましたけれども、資金需要がないのは、やはり日本全体の景気回復、特にこの関西圏、奈良県においてまだまだそういう実感がない中においては、思い切って設備投資をするほか、事業を拡大をするための設備資金など、運転資金を積極的に借りにいこうというところまで恐らく至っていないのだらうと思います。また、平成21年のリーマンショックの後の資金需要はかなりあったわけで、当然貸し出しの残高も先ほど説明のあったとおり、一番多かったわけですがけれども、先ほど申したようになかなか景気が回復しない中で、売り上げも伸び悩んでいると。むしろ横ばいや減っている会社も恐らく県内にはたくさんあると思います。そうすると、そのセーフティーネットをせっかく使わせていただいているけれども、そこで筒いっばいになって、新たに借りようと思っても借りられないこともあるのではないかと考えています。

ですから、そのあたりの認識が若干実態と、もしかしたらずれているのかと思いますけれども、いずれにしても景気が上向いていかない中で、今後の制度融資をよりよいものにしていくために何かお考えをお持ちなのではないでしょうか。

○堀辺地域産業課長 制度融資については、大きな4つの意義があると考えており、1つ目、小規模事業者をはじめとする資金力の弱い企業の持続性を支えるための資金としての意義。2つ目としては、奈良で新しい企業を起こすことを応援する資金としての意義。3つ目として、既存の事業者が新しい事業や新製品を生み出すための資金としての意義。4つ目、若者、女性の起業や、奈良の地域資源や特色を生かした事業を展開していただくための資金としての意義と、こういう4つの意義があると考えています。

そこで、こういう点を踏まえて、制度の見直しとして、まず新しい事業の創出につながる利用をふやすことに取り組んでいます。具体的に言いますと、平成26年度に創業支援資金をはじめとする創業関連資金や、事業拡大を行う中小企業を対象としたチャレンジ応援資金といったメニューにおいて、すぐれた事業計画を有すると県が認定した方の利子及び保証料の全額を県が補給する認定枠の制度を創設しました。この利子及び保証料を県が全額負担させていただいているメニューの対象者を、平成27年度においては女性創業者、それと県の南部・東部地域で創業される方に拡大しました。また、平成28年度においては、30歳未満の若者創業者にも拡大をしています。これらの利用件数は、平成26年度は42件で5億4,200万円であり、平成27年度には52件の6億9,900万円と

着実に増加しており、今年度もこれまでに13件の2億3,400万円を認定させていただいています。

また、制度を見直す場合の2つ目の観点として、持続的発展を目指す小規模事業者の支援を強化することが重要と考えます。そこで、今年度、小規模企業者支援資金というメニューにおいて金融機関に対する利子及び保証料補給のかさ上げ、利用者の負担軽減を図らせていただきました。加えて、これは制度ではありませんけれども、県の制度融資を一層周知することも重要と考えており、平成26年度以降、制度融資の取扱金融機関を県内のほぼ全ての銀行、信用金庫の本支店に広げさせていただき、商業施設で融資案内のパンフレット配置に協力をお願いしたり、個別企業を訪問したり、各種企業者向けのセミナーが開かれていますけれども、そういうところにも積極的に参加して、PRをさせていただいています。以上です。

**○池田委員** 認定枠は非常によい制度をつくっていただいたと思っています。意欲ある事業者がよい事業計画をつくれれば優遇されるのは、非常に意欲をかき立てるものでもありますし、実際、おっしゃったように、それ以外の女性や、南部・東部地域、あるいは若者についても着実に実績が上がっていることは評価すべきことだと思っています。現在も頑張っている方がたくさんおられるわけで、いずれにしても奈良県でまた新たにしっかり事業を頑張っていこうという事業者を応援して、それぞれの事業計画に基づいて、少しでも有利な条件で資金調達できる仕組みをつくっていかねばいけないと思っています。よりよいものになるように制度設計、実態、ニーズ、それぞれ引き続き聞き取りをいただいて、改善、改良に向けてさらなる努力をお願いしたいと思います。

次に、企業誘致についてです。本会議において、我が党の安井議員から質問があり、いま一度、この予算審査特別委員会でも質問をさせていただきたいと思っています。現在、企業誘致に取り組んでいただいているわけですが、どのような課題があるのかについて、まずお聞かせいただきたいと思っています。

**○箕輪企業立地推進課長** 企業誘致についてお答えします。

課題についてです。まず、県では、平成19年度から平成27年度の間におよそ5,000回にわたり立地にかかわる相談を受けてまいりました。その中で、課題が出てきます。第1の課題として、すぐに立地が可能な用地の相談がかなりの部分、大半を占めているわけですが、なかなか対応できる用地が少ないのが現状です。このため、工業ゾーン創出プロジェクトなど、用地の確保に努めることに最大の努力を現在傾けているところで

す。

さらにもう一つ、課題があります。近隣府県で豊富な企業集積、またそのブランド力を生かした誘致活動を行っておられ、企業が立地を検討している際には、そのような他府県の候補地も候補場所として上げておられることが多くあります。委員がお述べのとおりほかの地域と競争となっていることも大きな課題です。以上です。

**○池田委員** 5,000件ですから、相談はかなりの数が来ていると思いますし、興味も持っていていただいていると思いますが、課題としては大きく2つです。すぐに対応できる用地が確保できない。これはたしか全国で一番可住地面積が少ないのが奈良県です。そういうことが原因なのかとも思いますし、規制の問題についても柔軟には対応していただいているようではありますけれども、全体として見ると、やはりまだ規制が厳しい部分が多いと感じています。

また、都市間競争、これもどの都市も、特に関西圏においても、とにかく何でも、支援するからぜひうちへという、言葉が悪いですけどもむちゃくちゃな誘致をしている都市もどうもあるようです。そこに競り勝っていくためには並々ならぬ努力が必要です。奈良県特有の利点をしっかりと打ち出していただくことが大切だと思いますし、奈良県でぜひ仕事をしたい、工場をつくりたい、安井議員が言われるように本社機能をぜひ奈良県へ移したいということも含めて、ぜひさらなるご努力をいただきたいわけですが、現在、これからどのような誘致活動を進めていこうとされているのか、お聞かせいただきたいと思っています。

**○箕輪企業立地推進課長** 誘致を進める対応です。その対応策としては、例えば本県の優位性として大都市圏に近接していること、また、人材の確保が容易であることなどを評価いただける企業がおいでになります。その企業に奈良県に確実に立地できるように積極的に働きかけを行うことが、第一に重要だと考えています。

さらに、対応策の大きな2つ目として、奈良県を立地候補として検討いただける企業に、積極的にこちらからアプローチするきっかけづくりも行っていく必要があるかと考えています。そこで、毎年2回、東京都と大阪府で行っている、知事もプレゼンテーションをさせていただきます企業立地トップセミナーを開催して、奈良県の魅力と、企業立地に向けての魅力をPRする機会を設けています。

さらに、誘致対象の企業としては、技術力の高い企業でさらにグローバルに活躍されている企業に多く来ていただくことが県の経済力向上に大きく寄与すると考えています。こ

のほか、委員がお述べになった本社機能や研究所、さらに情報通信業という幅広い企業の誘致にも取り組み始めています。県内に1社でも多くの企業が立地できますように、今後ともしっかりと誘致活動を行ってまいりたいと思います。以上です。

**○池田委員** 奈良県はどの分野においてもアピール力が弱いとも言われています。この分野においても、しっかりと奈良県のよさ、魅力を打ち出し、またそこに優遇制度や、規制緩和も含めて取り組むことによって企業誘致につながるのではないかと期待していますので、鋭意よろしくをお願いします。

また、あわせて私は、奈良県は日本一災害が少ない場所だと思っているのですけれども、そういうことに鑑みますと先ほど申した企業誘致における優位性という意味では、大きなセールスポイントになると考えます。例えば災害で壊れてしまって、本社が機能しなくなると大変なことになってしまうわけで、実際、東京の会社が災害が少ないであろう場所にと、本社機能を移転されているケースは最近特に多いようです。北海道札幌市なども同じように、うちは災害が少ない都市ですと、ぜひ札幌市へというアピールをされているようですから、実際、歴史を振り返っても奈良県は災害が少ないわけですから、そういう面でもぜひアピールをしていただくことが大切ではないかと思っていますので、よろしくをお願いします。

次に、農林部です。今年度の予算の概要を拝見しますと、オーベルジュをさらに他の地域へも展開していこうと書かれています。それはどんな地域かといいますと、曾爾村、大淀町、天川村、野迫川村の4町村ですけれども、どのように選定をされたのか、そのいきさつを教えてくださいたいと思います。またあわせて、この4町村におけるオーベルジュの展開は、今後どのようなスケジュールで進んでいくのか、また今年度どんなことをされているのか、お聞かせいただきたいと思います。

**○竹田マーケティング課長** 委員がお述べの、地域の食と農を活かしたぐるっとオーベルジュ推進事業についてです。このぐるっとオーベルジュの推進については、本年4月になら食と農の魅力創造国際大学校、通称N A F I Cの開校を契機として、南部・東部地域の市町村が、地域の食材を活用したおいしい料理を提供するオーベルジュを整備し、N A F I Cを核としてネットワーク化を図ることで、南部・東部地域の滞在周遊型観光の展開を図り、地域経済の活性化を目指すものです。

ご質問の、対象市町村の選定については、昨年、南部・東部地域の全16市町村を対象として、オーベルジュに関する意向調査を各市町村長の皆様方に直接聞き取りをさせてい

いただきました。その結果、委員がお述べの曾爾村、大淀町、天川村、野迫川村の4町村からオーベルジュの整備を進めたいというご回答をいただいたところです。こうしたことから、県においては、今年度整備主体である曾爾村、大淀町、天川村、野迫川村の4町村を対象として、整備基本計画策定の補助を実施しており、各町村におかれては、整備体制や方向性について検討をしていただいています。

なお、今後のスケジュールですけれども、今申し上げているとおり、今年度、各町村は、整備基本計画の策定に向けて頑張っているところだと思います。そのような整備計画の策定を踏まえて、来年度以降については、基本設計、実施設計、そして本体の整備工事等々で順次進めていきます。以上です。

**○池田委員** 今年度の基本計画の策定に当たっては、県が2分の1補助をしており、奈良県で行われているまちづくりに関する包括協定に基づくものだと伺っていますけれども、このぐるっとオーベルジュと呼んでいるのは、ぐるっと周遊して、滞在してもらおうということでしょうけれども、南部・東部地域の振興の一環でもあるのかと思っています。お話を伺いますと、それぞれの町や村が設置をして、運営をしていくということです。運営は恐らく委託をされると思いますけれども、それぞれが考えて事業を展開をしていくということです。先ほど申したように、南部・東部地域の振興という意味ではよい取り組みだと思っていますけれども、ぜひ県としても、実施主体が町や村だから、もうあとは自分達で考えてやってくださいということではなく、ぜひ、オーベルジュ・ド・おれざんす桜井のノウハウがあるわけですから、そのあたりもしっかりと町や村に伝えていただいて、最大限の支援をしていただきたいと思いますので、よろしくお願いします。

次に、これも今年度の新規事業で行われています、ため池水質改善モデル事業についてお尋ねしたいと思います。まず、この事業はどんな内容なのか、お聞かせいただきたいと思います。

**○小林農村振興課長** ため池水質改善モデル事業について、お答えします。

ため池は、古来、農業用水の水源として設置され、利用されてきましたが、近年は、ため池の水辺空間を親水公園としての利用も進んできています。これらのため池の一部では、浮き草が繁茂したり、水が濁ったりしているところもあり、今後きれいな水辺空間として活用していくためには、ため池の水質保全が重要な要素であると認識しています。

このため、今年度から庁内関係各課連携のもと、ため池水質対策検討会を設置して、公園内、市街地周辺、農村地域などの立地条件をもとに、ため池管理者の協力を得られる2



1カ所のため池を選定し、水質調査を行っているものです。

○池田委員 具体的にどのような調査をされて、それをどのように生かしていこうとされているのかについて、お聞かせいただけますか。

○小林農村振興課長 まず、水質調査については、近畿大学農学部と連携して、21カ所のため池で毎月1～2回の採水を行い、水温、PH、CODなど11項目について測定し、分析を行っていただいています。引き続き、近畿大学農学部と連携をしながら、その測定分析結果を水質保全に向けた基礎資料として活用するとともに、ため池周辺の状況やため池管理と水質の関連性についても、さらに研究を進めたいと考えています。また、美しい水辺空間の保全に向けて、市町村やため池管理者とともに、地域住民に対して水質保全について啓発し、ため池周辺を訪れる来訪者などに対して、憩いの場として親しんでもらえるように努めたいと思っています。以上です。

○池田委員 事業名がため池水質改善モデル事業となっているのですけれども、今のご答弁ならば水質改善に向けての事業ではあるけれども、ため池の適正な管理を目指していこうという大きな意味での事業と理解したらいいのでしょうか。確認です。

○小林農村振興課長 水質の保全について、適正な管理を行い、保っていくことを今後啓発していきたいと思っています。以上です。

○池田委員 県内には5,800カ所のため池があるようです。これを一体どのようにしていくのかを、この予算書を見て疑問に思ったものですから、質問をさせていただきました。私は初め、機械を設置したり、薬剤を入れたり、微生物などを活用して何か特効薬みたいなものができたのかと思ったのですけれども、そうではないということです。

ため池は、農業用水という機能にとどまらず、治水においても今や非常に重要な役割を果たしているものです。また、農村振興課長からのご答弁の中に出ていた親水面でのため池利用も新たな視点として出てきているとのこと。県においては、水環境整備事業ということで、平成に入ってから、現在進行形のところも入れると県内24の整備をされていると伺っていますが、奈良県内に点在するため池は、我々県民にとっても非常に身近な存在であるのは間違いありません。その身近な存在がゆえに、適正な管理は当然のことながら、ぜひやっていただきたいと思います。今回、そのための事業と理解しましたので、専門機関とのタイアップによって調査分析をされているということですから、健全な、適切な管理につながるように、ぜひご努力をいただきたいと思いますので、お願いします。

最後に、医療政策部にお尋ねしたいと思います。まず、1点目は、病院の防犯対策についてです。連日テレビで報道している横浜市で発生した事件で、病院が必ずしも安全な場所ではなくなったという衝撃を受けているわけです。また、記憶に新しいところですが、相模原市で発生した障害者施設を襲った殺傷事件も、今まで安全だと思われてきた場所が襲われたわけです。さらに、安全な場所といえば学校ですけれども、学校も過去に幾つもの事件が起きました。門を閉めるのか、閉めないのかという議論があったり、子どもにどうやって教えるのか、不審者か善良な方なのかをどう見きわめをさせるのか、以前に随分議論になって、これは非常に難しい課題だと思いますけれども、今申したように、これらは全て今までは安全な場所であると言われてきた場所です。

その横浜市の事件を受けて、奈良県の病院でも果たして防犯対策はしっかりとられているのだろうか、防犯対策を強化すべきではないかというご意見や問い合わせが、私のもとにも幾つか寄せられました。それだけ衝撃を受けた事件ということでしょうけれども、病院ならば、24時間、365日、通院の患者を受け入れ、治療され、入院患者を治療して、ケアをされるという場所です。そこで、県立病院は、県が所管している独立行政法人が実際には管理していることになるでしょうけれども、その県の病院について防犯体制は、どのようになっているのか、お聞かせいただきたいと思います。

**○野村病院マネジメント課長** 横浜市の今回の病院の事件を受けて、県内の病院の防犯体制のご質問です。

病院の防犯体制について、新奈良県総合医療センターや奈良県西和医療センター、奈良県立医科大学附属病院においては、24時間体制で守衛が警備を行っているところです。守衛による院内巡回も適宜実施して、防犯に努めています。また、防犯カメラや監視カメラも設置し、守衛によるモニタリングも実施しています。これらの病院は24時間、365日救急患者を受け入れるという特殊性もありますが、職員もチーム体制で危機管理に努めています。

しかしながら、不特定多数が訪れる公共の場、例えば駅や百貨店などと同様に、委員がご指摘のように学校もですけれども、完全な防犯はなかなか難しい面があります。今後、病院機構や奈良県立医科大学附属病院とも危機意識を共有して、よりよい方策について話し合いたいと考えています。以上です。

**○池田委員** お述べになったように病院は、患者はもちろんですが、お見舞いに来られる方など不特定多数の方が多く、絶えず出入りをされる場所です。病院においては当たり前

の風景です。防犯カメラ、監視カメラ、それから守衛を置いて、巡回をしているというご答弁がありました。ぜひ、この機会に、現状の体制でいいのかということ、それから形式的なものになっていないか、このあたりをいま一度調査し、検証していただきたいと思います。もちろん、病院ですからプライバシーにも十分配慮した上で、必要であれば防犯カメラ、監視カメラの増設も必要かもしれません。あわせて、県内の公立病院、民間病院に対してもこの際機会があればそのような危機意識の共有をしていただくことも大切なのではないかと思いますので、このことは要望しておきたいと思います。

最後に、自殺対策基本法に関して質問をさせていただきたいと思います。長い間、10数年間、自殺者が全国で3万人以上と大変深刻な状況が続きましたけれども、国、地方自治体をはじめ、民間の関係団体の努力もあって、減少傾向にあることは大変よかったと思っています。それでも、統計を見ますと、平成26年度では全国で2万5,427人、平成27年度では2万4,025人と現在は約2万4,000人の自殺があります。

奈良県においてはどのような状況にあるのか、まず、ご説明をいただきたいと思います。  
**○中井保健予防課長** 本県の自殺者数ですが、平成27年の警察庁が公表した自殺統計では240人、先ほど委員がお述べになりました全国2万4,000人で、約1%になっています。前年比で10人減少しています。人口10万人当たりの自殺死亡率という数字があり、それは17.4、全国平均では18.9で、少ないほうから全国9番目となっています。

本県の自殺の傾向ですが、性別では男性が169人で約7割、年齢階層別では40歳代が全体の約2割、次いで70歳代となっています。

自殺の原因ですが、その原因が明らかになっているもののうち、健康問題が最も多く139人、約58%、次いで経済、生活問題となっています。この傾向はおおむね全国と同じような傾向になっています。また、近年、20歳代などの若年層の自殺が約1割ほどあり、全国ベースの分析になりますが、その原因を見ますと健康問題が多くて、鬱病を中心とした精神疾患が約3割となっています。以上です。

**○池田委員** 奈良県はまだ少ないほうだということです。私が特に注目しているのが、今もお述べになりましたが、若年層の自殺が多い状況です。健康問題、とりわけ鬱病などで精神的な問題疾患による自殺が多い傾向にあるというお話がありました。全国的に見ても、平成27年度を見ますと、19歳までが554人、20歳から29歳が2,352人、30歳から39歳が3,087人となっており、合わせて5,993人が若い世代の自殺と

ということです。これは全体の約25%、4人に1人がこの世代だということです。

奈良県においては、少し年齢層が上がり、多い世代が30歳から39歳の36人、それから40歳から49歳が46人と、中井保健予防課長が冒頭でおっしゃったように全国2万4,000人の自殺者に対して奈良県は240人の自殺者があったということで、単純にその割合で1%で比べてみますと、今申したように30歳代、40歳代が少し割合が高いと思っています。働き盛りの世代が奈良県の特徴であると言えるのではないかと思います。

そこで、自殺予防の取り組みは、現在県としてどのようなことをされているのでしょうか、お聞かせいただきたいと思います。

**○中井保健予防課長** 本県の自殺対策としては、国の原資で自殺対策緊急強化基金を活用して、相談事業、人材育成事業、啓発事業という主に3つの事業に分かれています。そのうち相談事業については、県精神保健福祉センターで電話相談、こころのホットラインを実施しており、そういうところへの電話相談、また、民間団体の奈良いのちの電話で、自死遺族、自殺された方の遺族のケアをされている事業に対しての支援事業を実施しています。また、人材育成の面については、ゲートキーパーという、命の門番と読みかえられるのですが、そのゲートキーパーの研修員の人材育成に取り組んでいます。そのゲートキーパーと申しますのは、自殺されるような方の悩みに気づき、話を聞き、適切な相談機関につないでいって見守る人ということで、その研修事業に取り組んでおり、平成24年から昨年度までに県下35市町村で延べ6,300名、その他の関係機関で約1,000名のゲートキーパーを養成しています。

それと、若年者の対策ということで、近年大学においては学生のメンタルヘルス対策として、心理カウンセリングを実施されています。県においても、県精神保健センターや保健所が大学の心理カウンセラーと連携して、鬱病や統合失調症になりやすい若年層の大学生の対応に当たっているところです。また啓発面で、今年度は帝塚山大学と連携して、大学祭での公開講演会や、大学の教職員への研修をモデル的に実施しており、その他の大学へも広げたいと考えています。以上です。

**○池田委員** このたび、この4月から新たに改正されたこの自殺対策基本法で、中を見ますと、目的そのものからかなり改正をされているということ、それから基本理念についてもそうです。かなり国としても本腰を入れて、この対策、予防に努めていこうということです。

その中で、第13条に、都道府県、市町村はそれぞれの都道府県自殺対策計画、それから市町村自殺対策計画を定めるとされていますが、現在どのようになっているのでしょうか、お聞かせください。

○中井保健予防課長 自殺対策計画の現状です。委員がお述べになりましたように、その法律で都道府県、市町村が自殺対策計画をつくることが義務化されました。その期間としては平成30年度をめどにつくるとなっています。県としても、平成29年度末ぐらいをめどに、自殺対策計画を策定することを考えており、今年度はまず先ほど申したような、これまでの自殺対策が自殺の減少にどの程度効果的になっているかを、まず分析したいと思っています。その上で、来年度当初に国から自殺対策大綱が出る予定になっていますので、それに基づき、県の自殺対策連絡協議会で議論を図りながら、本県の自殺対策計画の策定を進めたいと考えています。以上です。

○池田委員 いま一度検証していただいて、市町村も計画をつくらなければならないとなっていますので、当然のことながら、奈良県の計画と市町村の計画は整合されないとおかしいわけですから、今言われた自殺対策連絡協議会でその課題を共有していただき、ぜひ効果的な取り組みができるように、そのもとになる計画をつくっていただきたいと思います。この問題は単に担当課だけの問題ではなく、例えば、若い人であれば健康の問題が一番の原因ですけれども、ではそこに何が裏に隠れているのか、あるいはもっと早い段階で、教育の場で予防教育的なものをできないか、地域の中の見守り体制や相談体制など、地域のつながりをいま一度見直していく必要があるのではないかと、その専門機関だけではなくさまざま多方面にわたっていると思うのです。

大事なことですので、引き続き質問をしていきたいと思っており、この問題については総括審査で改めて知事にその方向性というか、その考え方をお尋ねしたいと思いますので、よろしくをお願いします。

以上で質問を終わります。

○藤野委員 まず初めに、生産力不足についてお聞きします。地方の人口がどんどん減り続けているのは、ご存じのとおりです。奈良県の人口推移も平成10年、平成11年がピークで、どんどん減り続けている現状で、平成27年においても約137万人という数字です。

こういった今の人口減少の中で、8月末日の新聞で、2030年度に働き手が足りず、生産力不足に陥るというショッキングな記事がありました。内閣府は平成28年8月25

日に地域経済の課題と展望をまとめた報告書を公表し、働き手の数を示す生産年齢人口が地方にいくほど減り、2030年度には全国の8割に当たる38道府県で、供給力が足りずに必要な需要を補えなくなる生産力不足に陥ると分析したということです。この地方の稼ぐ力を高めることが重要だと指摘をされています。

また、これらの都道府県は自前で満たせない財やサービスを、働き手が多く生産力に余裕がある東京都など都市部の都道府県から買う必要が出てくると。内閣府は地方から都市への所得移転が拡大すると分析していると。また、地方から都市への所得移転が加速すると、地方と都市の税収格差が広がり、地方交付税への依存度は地方ほど高く、報告書はこの依存度が2030年度に一段と高まって、全国で必要となる地方交付税は現在の1.5倍にふえると試算したということで、まさしく負のスパイラルという形に陥るのではないかと分析をされていますが、この生産力不足について、県では今どのように捉えながら取り組みをされようとしているか、まずはお聞きをします。

次に、モノのインターネットというインターネット・オブ・シングズですけども、このいわゆるIOTについてお聞きします。

今、政府では、このIOTの共同研究を進める日本の産官学の協議会、IOT推進コンソーシアムが、アメリカの2つの共同研究組織とIOTをめぐる国際基準の策定などで協力する方向で最終調整に入り、10月3日にも基本合意するというので、日米で国際基準をつくるという取り組みが進められています。一方の新聞では、奈良県も含めて29の自治体が、このIOTで支援をするといった記事も掲載をされました。この現状、県の今の対策について、お聞きします。

そして、もう1点は、先ほどから質問も出ていました企業誘致についてです。これは以前から企業誘致に対する取り組みについて、委員会、本会議でもいろいろお尋ねもしています。先ほど池田委員もお聞きされましたし、本議会の一般質問でも出ていました。

企業誘致の大切なことは当然税収増、それと、もう1点は雇用の創出、雇用の促進であろうと思っています。この企業誘致と雇用の関係、これをお尋ねしたいと思っていたのです。これは質問通告に入れていなかったもので、データはないかと思うのですが、もしデータがあればお教えをいただきたいと思いますが、なければまた後ほどいただきたいと思えます。

この企業誘致ともう1点のいわゆる産業活性化についての内容ですが、販路開拓についてです。奈良県も以前から企業に対する販路開拓にさまざま取り組みをしておられます。

国内、そして国外においての取り組みも鋭意進められていますが、ここはさらに推進を図るべく、さまざまな取り組みをお願いしたいと思うのですが、ここについての県の見解もお聞きをしたいと思います。

次に、医療の政策についてお聞きします。まずは、救急医療、特にER型救急医療についての現状をお聞きをしたいと思うのですが、県立医科大学附属病院については、土日のER型救急医療の取り組みをされています。616件の受け入れを行ったと、昨日報告もされました。また、地方独立行政法人奈良県立病院機構においては、三次、二次救急の一元化をされて、救急車の受け入れ件数も2,766件が3,282件にふえているということで、この救急医療についての充実も、県は努力をしておられると思いますが、この県立医科大学附属病院の土日の救急医療をさらに平日まで広げていく方向で進められているのかという点について。もう1点は、新奈良県総合医療センターにおいてER型を取り組んでいくということで、荒井知事も本会議で答弁をしておられますが、新奈良県総合医療センターは、平成30年に竣工予定ということですが、それまでに現在どのような取り組みをされているのかをお聞きします。

最後に、子宮頸がんワクチン副反応の問題についてお聞きします。これも本会議の一般質問並びに、梶川議員も本会議の質問で取り上げましたし、教育関係については、日本維新の会の佐藤議員も質問をしておられます。

この子宮頸がんワクチンの副作用については、7月の末に東京、名古屋、大阪、福岡、この4地裁で一斉に提訴をしておられます。健康被害に苦しむ15歳から22歳の女性たち63人が一斉に、国そして製薬会社に対して提訴しておられることが新聞報道されましたが、奈良県においては、この子宮頸がんワクチン副作用の対応については、公立大学法人奈良県立医科大学附属病院が対応されていると答弁でもありましたし、また、私が申し上げましたのは、当時の対応がその患者にとって余り評判がよろしくない、質問で指摘をさせていただきました。現状について、公立大学法人奈良県立医科大学附属病院においてはどのような対応をしておられるのか、お聞きします。以上です。

**○森田産業・雇用振興部長** 最初に生産力の確保対策で、大変難しい問題提起をいただきましたので、それだけ先に私から申し上げたいと思います。

生産力の基本は、労働力の確保です。人口が減り、働き手が減っていくことが見込まれる中で、当面、労働力となっただけの方のあらゆる可能性を追求して、労働力の確保に努めるという努力を始めています。就業していない若者、あるいは非正規でいる若者を

正規化する、そういう基本の正攻法ですが、まずそれが1点目。それと、やはり女性、高齢者です。奈良県の女性で働いていない方はたくさんいらっしゃいますので、女性、高齢者の働いていない方に働いていただくということです。女性もですが、特に高齢者は民間企業のOBで、非常に経験豊富の方が奈良県内で未就業のままたくさんいらっしゃいますので、そういう方々に県内の中小企業で働いていただけますように、昨年からは、県内就労あっせん・起業支援センターという、あっせん組織を県直営で設置しているところです。

そういう形で、労働力を確保しておくことが一つ。また、委員もお述べになりましたように、奈良県の場合は人材を供給している県で、東京にたくさん奈良県出身者が行っておられますので、東京からそういう方に1人でも2人でも奈良県に帰ってもらうための特にUターンの支援策の、もちろんIターンもですが、取り組みを始めています。東京で嘱託職員を一人配置して、営業活動を昨年からは始めています。あわせて、今、総務省で検討いただいているような地方での就業体験事業も検討していければと考えています。

もう1点は、I o Tという言葉にも触れられましたが、やはり労働力、人手を補う技術の生産性の向上を、いかに地道に取り組むかという観点も大変重要であると思っています。この後、またそれぞれの担当の理事ないし課長から説明を申し上げますが、I o Tを活用して、労働力不足を補っていく技術の蓄積を地域で進めると。技術と資本の蓄積もありますが、そういう観点も今からしっかりと仕込んでいこうと考えています。おおよその考え方ですが、以上です。

**○村上産業・雇用振興部理事（産業振興総合センター所長事務取扱）** まずI o Tに関する事業、それから販路開拓については当センターで所管していますので、続けて回答させていただきます。よろしいでしょうか。

まずI o Tからご説明させていただきます。I o Tについては、2本の事業をやっており、一昨日奈良県文化会館でI o T事業化セミナーを開催したところです。予想を上回る盛況で、100社以上の企業に参加いただきました。その中からアンケートやヒアリングによって10社程度を選ばせていただいて、より積極的な事業者については個別のヒアリング、指導をしていきたいという計画になっています。その中からまたその10社に、目標として、来年度以降については、実際の事業計画ができるまでフォローアップしていきたいという計画になっています。

また、もう一つの事業については、このI o Tを活用して、消費動向を探るところで、実行委員会形式で2月にある、なら瑠璃絵のときに、スマートフォンでどちらで買



い物をされたか、どのようなものを買われたかというデータをとれるように、今、協力店舗などを100店を目標に募集しており、限度額500円のクーポンを活用していただいて消費促進を図るとともに、データ収集に努め、今後の消費の拡大につなげたいと考えている事業との2本立てです。

続いて、販路拡大についてご説明申し上げます。国内外への販路拡大に向けての取り組みで、まず首都圏での販路拡大を推進していくために、平成23年度から毎年2月、東京国際ギフトショーに奈良県ブースを出展しており、昨年度も8事業者が参加し、3日間で504件の商談があり、93件は現在商談を継続中です。日常の営業活動ではなかなか出会うことのできない多数のバイヤーに、効率的に出展企業の製品や技術を提案でき、また、新たな販路開拓につながるものと考えています。

また、大都市圏における百貨店やスーパーでの新規取引が不可欠であることから、そういったバイヤーに自社商品を売り込む逆見本市形式の、名称としては、奈良イチ押し商品大商談会を毎年やっており、昨日、ホテル日航奈良で開催させていただいたところです。これも非常に盛況で、22社のバイヤー、93社の県内の売り手企業に参加いただきました。昨年度は、バイヤー20社、売り手企業57社でしたので、バイヤーは2社増、参加企業は36社増で、昨年の商談件数267件から、昨日の聞き取り調査では、510件と伸びています。

また、海外販路拡大として、平成24年度から全国に先駆けアメリカで開かれている国際見本市、ニューヨーク・ナウに、奈良県ブースを出展し、商談機会を提供する取り組みを進めています。昨年度も5社が出展し、4日間で145件の商談があり、46点が成約しています。和食ブームに伴い海外進出したことにより、東京の日本橋の料亭から直接注文が入るといった効果も出ているところです。

さらに、海外展開を目指す企業に対する支援として、海外進出促進支援補助金を創設し、海外の国際見本市に自社で単独で出展されるという企業については、その経費の一部、上限50万円を支援する事業も始めています。

2つ目としては、県内に事業所を残しつつ、海外で新たな販売拠点を立ち上げ販路拡大を目指す企業が行うマーケティング調査の取り組みに対して、その経費の一部、上限300万円の補助金交付を実施しています。

また、8月1日から海外販路拡大のため、ジェトロと連携、協働してセミナーを開催したほか、公益財団法人奈良県地域産業振興センターの中に、新輸出大国コンソーシアム相

談窓口を設置したところです。今後ますますこのような事業の取り組みを深め、海外進出についても支援してまいりたいと考えています。以上です。

**○箕輪企業立地推進課長** IT関連企業の企業誘致と、企業立地によります雇用の創出状況についてお答えさせていただきます。

まず、IT関連企業の誘致ですが、先ほど委員がおっしゃいましたIoTは、さまざまなモノがインターネットに接続されて情報交換することによって、相互に連携する仕組みであるということで、製造業においても、今後はそのIoTの活用により、これまでの物の取引拡大、物を売るだけではなくて、物に、いわゆるコトと言っていますけれども、サービスをつけて高い付加価値を生むことで、本県の産業振興に大きな可能性があるものと考えています。

このような背景もあり、県としてもIT関連事業の誘致に取り組み始めています。平成25年度からは、そのような企業を中心とした情報通信業に係る補助金などの優遇制度を設けたところです。

また、IT関連企業の誘致については、多くの若者や女性の就業の場の確保につながることから、重要なものと考えています。

次にその雇用の確保の状況を申し上げます。

企業立地による雇用の状況ですが、経済産業省から年に2回、工場立地動向調査ということで公表されていますが、本県の工場立地動向としては、かねてからお示しさせていただいていますように、平成19年度から平成27年度まで9年間で229件の立地を達成しました。

その中で、全ての事業者に答えをいただいているのではありませんけれども、その229件のうち176件から調査結果をいただき、その時点で、この176件に対して1,717人の雇用が創出されたという報告を受けています。

さらにあわせて、その調査時点で、プラス714人は将来雇用の場を創出する、雇用する予定という情報をいただいています。9年間で2,431人の雇用の場が創出される予定と出ています。藤野委員が先ほどおっしゃいました税源の涵養と雇用の創出を大きく掲げて、企業誘致をさせていただいていますが、引き続き、より強力で誘致活動を行ってまいりたいと思っています。以上です。

**○野村病院マネジメント課長** ER型救急医療についてのご質問にお答えします。

救急医療体制の充実については、委員がご指摘のとおり、ER型救急医療が非常に有効

であると認識しています。まず、県立医科大学附属病院についても、昨年9月まで、平日午後8時まで内科に限ったER型救急医療体制でした。その後、昨年9月から、土日、24時間のER型救急医療体制に拡充していただいたところです。件数的には、平成27年の4月から8月と、同時期、ことしの4月から8月を比べますと、救急車の受け入れ件数が1.5倍に増加しています。

医科大学附属病院のER型救急医療については、平日24時間のER型救急医療への拡大は、医科大学附属病院でも取り組んでおり、目指しているところですが、人材確保の面で課題があり、今後ER型救急医療体制の維持、発展のためには、人材の確保、育成、勤務環境の整備が不可欠と考えています。また、救急後転院先となる後方支援病院との連携も非常に重要なテーマと考えています。

次に、奈良県総合医療センターでのER型救急医療についてのご質問です。現在の奈良県総合医療センターにおいて、昨年7月から、これまで症状に応じて分かれていた救急受け入れ窓口を一元化していただき、ER型救急医療体制による24時間の受け入れを実施していただいています。ですので、昨年7月からER型救急医療は実施されているという認識です。救急受け入れの件数ですけれども、平成27年4月から8月とことしの4月から8月と比べますと、奈良県総合医療センターは1.2倍に増加しています。

奈良県総合医療センターにおいては、救急対応の新施設が整備されますけれども、こちらも人材を充実し、医師に過剰な負担がかからない勤務体制の整備等を進めることが重要と考えており、今後のさらなるER体制の充実につながるよう、県としても医科大学附属病院、県立病院機構に必要な支援を行ってまいりたいと考えています。以上です。

**○中井保健予防課長** 子宮頸がんワクチンの副反応について、県立医科大学附属病院の現状についてお答えします。

県立医科大学附属病院では、平成27年1月から、より身近な地域において適切な診療を提供するために、国の協力医療機関に位置づけられて、国や地域の医療機関と連携して、予防接種後の多様な症状に対して診療を行っています。また、昨年11月からは診療体制を強化して、担当科である産婦人科を中心に、体や心などに関係する診療科がチームを組んで、副反応の症状に悩んでおられる方々への対応に取り組んでいただいています。

また、窓口になる産婦人科においては、本人または保護者から時間をかけて話を聞いており、県立医科大学附属病院の診療科や連携病院を紹介していることもお聞きしています。

また、一般的に県立医科大学附属病院への受診については、地域の診療所からの紹介状

が要ることが多いですが、原則、子宮頸がんワクチンの副反応についての県の総合窓口を県が持っており、こちらからの紹介でも受診できるという対応をいただいています。

まだこの副反応については、有効な治療法が確立していません。そこで、有効な治療法の確立のため、国の調査研究が行われており、それについて県立医科大学附属病院は協力しています。治療に効果のあった症例の研究会が全国的に行われており、そういうところにも県立医科大学附属病院の産婦人科の担当医が参加しているなど、積極的に協力している現状です。

今後については、県は総合相談窓口として、健康被害を抱える方の話に耳を傾け、適切に医療、学校、救済制度につなぐとともに、協力医療機関の県立医科大学附属病院についても、治療法につながる国の調査研究に積極的に協力していきたいと考えています。以上です。

**○藤野委員** 子宮頸がんワクチン副反応の問題で、現在、国と製薬会社に提訴され、損害賠償を求めておられますが、その症状に対して治療する特効薬がなかなか見つからない中で、患者や患者の家族の不安に非常に大きなものがあるのは、以前にも申し上げたところでは、そういった中で、対応がどうだったのか疑問を持ったわけですが、県立医科大学附属病院の対応に、患者や患者の家族が不信感を持たれたことも話をさせていただきましたが、今の話をお聞きして、その充実に向けて取り組んでいるということですので、引き続き、その患者、患者の家族の思いをしっかりと受けとめていただいて、充実を努めていただきたいと思います。それと同時に、現在でもかなり遠いところに通院している方もおられますので、うまく対応をいただければ非常にありがたいと思います。どうぞよろしくお願いします。

それと、救急医療についてです。ER型救急医療で、先ほど来から質問も出ていますし、一般質問でも出ています。人材の確保と育成が大切で、今後の課題であろうと思います。

沖縄の中部病院は、歴史的背景もありますし、アメリカ型の医療をそのままずっと歴史的にやっておられるということです。福井県においては、かなり熱心な医師がおられて、その方がかなりER型救急医療に向けて熱心に取り組んで、それでも10年以上の期間をかけながら、取り組みを進めておられるということで、すぐにはいかないと思いますが、救急専門医の確保、宿直担当も含めてかなりの医師の数をふやしていかなければならないという部分もあり、この救急医療は、奈良県の一つの大きな重要課題であると思いますので、どうか充実に向けて取り組みをお願いをしたいと思います。

さて、一番初めの生産力不足について、産業・雇用振興部長からも冒頭、県の見解を述べていただきました。人口減少、それに伴って出てくる生産力不足は、少子化対策あるいは企業の誘致をして雇用を促進するさまざまな大切な取り組みもありますが、先ほど答弁でもおっしゃいましたけれど、移住も含めて、Iターン、Uターンの取り組みを進めていかなければならないと、県も思っているし、私もそのように思っています。

国においては地方でワーキングホリデーという制度を導入することもお聞きしました。東京一極集中の是正策ということで、都市部の若い方々に地方に移住をしてもらう地方創生インターンシップに関して、長期休暇を利用して地方で働くふるさとワーキングホリデーという取り組みをされるということで、なかなかおもしろいと思っています。これによって移住をされるころまで至るかどうかは、やってみなければわかりませんが、こういった取り組みも今後、県行政も取り入れながらやってほしいと思います。

地方あるいは地域でも、さまざまな取り組みが行われています。天川村で、トライアルステイという、旅館に住み込んで働きながら移住体験を行うという取り組みがあり、地方のこの取り組みも、非常に注目しなければならないのではないかと思います。

こういったさまざまな、隔々に至るまでの取り組みを行いながら、いかに人口減少を減らし、生産力不足を解消するかという取り組みを全力で行っていただきたいと切にお願いをしながら、そういった取り組みをもし県で何か考えているところがあるならば、答弁をしていただきたいと思います。なければ結構です。

次に、IoTです。これからこの産業も含めて、あるいはこのモノのインターネットを活用しながらの事業の推進も含めて、企業が大いに進められるように、行政もさらなる側面支援を行っていただきたいと思います。企業誘致も含めて、引き続きの取り組みをお願いします。

販路拡大、販路開拓は、効果も出ているということですので、効果が出ている取り組みは、大いに、知事を先頭にトップセールスのもとで進めていただきたいと思います。先ほどの企業誘致と雇用の関係について、1, 717人プラス714人、2, 431人が予定とお聞きしましたが、これが多いのか少ないのかということですが、229件の企業誘致のもとで、予定が2, 431人というのはどうなのでしょう。私は、数字的に、データ的には少ないかと思うのですが、それは別としても、正規雇用、非正規雇用の割合のデータがあるならば教えていただきたいと思います。

軽く考えていたわけではないですが、農業の質問を忘れていました。1点、農業

の質問をします。

この農業のブランド化についてですが、農業産出額が非常に減少している状況です。また、農家の戸数も非常に減っているということで、奈良県の農業のこれからの先行きを心配するのは、私だけではないと思います。

県内の平成26年農業産出額は、30億円ダウンで、また、都道府県では44位で、非常に厳しい状況が続いている。その中で、今、奈良県がブランド化に大いに取り組んでいるということです。ブランド化とは、農畜水産物ブランドの認証制度です。奈良県プレミアムセレクトとして、せんとくんが選んだ奈良県のさまざまな産物ということで、このブランド化に取り組んで、既に全国でもかなり発信をしておられます。この現状についてお聞きすると同時に、農家が生産、加工、販売を全て賄いながら、農家の生活、暮らしをしっかりと担保していく事業の取り組みが6次産業化でありますけれども、6次産業化において、でき上がった商品のブランド化を進めるのも大切なことであると思っておりますが、この現状についてもお聞きします。以上です。

**○元田雇用政策課長** 委員からもご説明いただきましたけれども、再度説明させていただきます。

国においては、ふるさとワーキングホリデーということで、首都圏等の若者の、地方への短期滞在を進める取り組みが今の国の第2次補正予算に計上されています。事業内容としては、国が都道府県に委託して、首都圏等の若者が短期間、地域に住んで働くことで、地域の魅力を知っていただくことを目的としています。全国で数団体、採択される予定と聞いていますけれども、本県として、制度内容を十分考慮した上で応募について検討したいと思っております。

また、若者の移住定着を促進するため、昨年度から東京と奈良市の2カ所にUIJターン相談窓口を設置しています。また今年度から橿原市内に、南部・東部地域への移住相談ができる奥大和移住定住交流センターengawaを設置しています。

産業・雇用振興部の取り組みとしては、県外大学への訪問、UIJターンイベントへの参加など、現在さまざまな取り組みを進めています。また、インターネット等を活用した情報発信も強化を行い、奈良県で働き、暮らす魅力を発信したいと考えています。以上です。

**○箕輪企業立地推進課長** 工場立地による県内の雇用の状況について申し上げます。

平成19年度から平成27年度で、229件の立地について176件から回答いただい

ています。それが2, 431人で、そのうち、正社員の数が1, 677名です。先ほどの2, 431人を176件で割りましたら、多い少ないの考え方があるかと思いますが、平均で14名雇用していただいています。かなりの数を雇用していただいていると感じています。以上です。

**○和田農林部次長（農業水産振興課長事務取扱）** 農産物のブランド化についてのご質問です。

県においては、農業・畜産振興について、委員がお述べのように、小さいながらも頑張っています。柿、イチゴ、大和牛などリーディング品目を中心にブランド化を進めています。現在、ブランド化の推進として、高品質で安心、安全な農畜産物を安定供給することを基本に、ブランド力をより一層高めるために、現在、大きさや形といった外観に加えて、内容成分の品質基準を加えて、ブランド認証制度の構築を進めています。

昨年の柿、イチゴによる試験販売の結果については、高級果物店等で行った結果ですが、効果も十分実証されました。本年秋以降については、柿、イチゴは糖度を、また大和牛については、多く含まれるほど口溶けや風味がよいとされているオレイン酸の含有率を保証したブランド品を、委員がお述べのとおり、奈良県プレミアムセレクトということで、首都圏を中心として本格的に販売させてもらいたいと考えています。また、ほかの品目についても、奈良県プレミアムセレクトへの追加を検討しており、認証基準づくりの調査を行っています。以上です。

**○竹田マーケティング課長** 農業の6次産業化の取り組みについて、回答させていただきます。

委員がお述べのとおり、農業の活性化を図る観点からは、農産物の生産だけでなく、加工や流通販売までを一体的に取り組む、農業の6次産業化を進めることが非常に重要という認識をしています。これまで、いろいろな取り組みもされていますけれども、一例を申し上げますと、ネギをカットして加工して、業務用の販売をして販路を拡大した事例、また、奈良県は柿が有名で、柿をお菓子に加工し、商品化して百貨店で販売するなどの事例も出てきています。このような6次産業化に取り組む事業者に関しては、国で平成23年3月に施行された六次産業化・地産地消法に基づき、認定された事業計画が、これまで累計で55件です。

こうした中で、県においては地域特産物の開発や、雇用の創出、収入の向上などの農業ビジネスの展開を一層深めることを目的に、平成25年12月から6次産業化を目指す農

業者等をサポートする相談窓口として、奈良6次産業化サポートセンターを設置し、その中で6次産業化プランナーを配置して、農業者への指導、支援を行っています。昨年177件のご相談があり、指導もさせていただいています。

また、昨年度、国の交付金を活用し、加工品の開発等々に積極的な事業者等を対象として、昨年は3件の事業者に新商品の開発や販路拡大に取り組んでいただいたところです。そのうちの1件である、大和郡山市にあるトマト生産者ではトマトジュースやトマトのドレッシングなど、新たな加工品づくりに現在取り組んでいただいています。

また、県としては、こういった取り組みと合わせて、人材の育成の研修会や、商談会の場も昨年から開催をしています。

今年度は、これらサポートセンターでの農業者に対する指導や支援を継続して行うとともに、今年度も国の補助金を活用していただいて、いろいろな販路拡大の取り組みに関して、県としても支援をしているところです。

いずれにしても、今後も6次産業化を目指す農業者に対して、きめ細やかかつ継続的な取り組みを行いながら、意欲ある農業者や事業者等による商品開発や販路拡大に向けた取り組みに対し、県としても積極的に支援に取り組むたいと考えています。以上です。

**○藤野委員** 企業誘致と雇用の関係については、これからも検証したいと思います。また、農産物のブランド化、あるいは6次産業化ででき上がった品物のブランド化に向けての取り組みは、これからの農業の発展、充実に非常に大切だと思いますので、これからもよろしく願い申し上げて、質問を終わります。

**○田中副委員長** 獣害がテーマの話が出ましたので、山間の出身としてはどうしても訴えかけをさせていただきたいと思って、確認をさせていただきたいのですが、鹿の頭数削減はかなり進んだと伺っていますが、ニホンカモシカによる害があると南部の方がおっしゃっているのですけれども、そういうニホンカモシカに対する要望は、農林部に届いているのでしょうか。

**○和田農林部次長（農業水産振興課長事務取扱）** 委員がご質問のニホンカモシカについては、天然記念物になっていると思いますので……（発言する者あり）鳥獣害対策の有害獣としての対象とはなっていないと思うのですが。ニホンカモシカについては、被害報告を県は今、把握していませんので、わからない状態です。

**○田中副委員長** ニホンカモシカによる害があり、それを何とかしてほしいと吉野のしかるべき人がおっしゃっているのですけれども、実はそれが県庁へ届いていないと認識して



いることが問題だと思います。

確かに鹿については頭数削減をしていただいで、お世話になっているとおっしゃっているのですけれども、ニホンカモシカに対しても、頭数削減に対して方針を打ち出していだいでしかるべきではないかというのが、その方のご主張でした。もちろん天然記念物であるということはわかりつつ、今そういう要望があるのかどうかを農林部に確認したわけです。

月曜日、また委員会がありますので、そちらのほうは天然記念物関係のところでお尋ねしたいと思っていますので、また質問させていただきます。

それで、獣害にかかわって、それを駆除しようとするときに、登録免許税が高過ぎるのではないかと。なぜこんなにもお金を払わなければとらせてもらえないのかと、よくそういう言い方をされます。それに対して、なかなか納得していただける説明ができないのです。やゆしたというか、ちょっとひねくれた尋ね方の中に、獣害、獣害と言っているけれども、所有者は誰だと。あの獣はどこのものだ、どこが管理しているものなのかと、それをとろうとするから登録免許税が要るのだらうと。そもそも登録免許税をなぜ取るのかというのが、その方々の主張です。そうしたら、1万円や、いろいろされる方は2万円以上、また講習を受けるために何千円というお金を払って初めてとらせてもらえるということで、「とらせてもらうのにお金を払っているのだから、これは国のものではないのか。」とおっしゃるのです。それをもう一つ理屈をこねて、私たちがとることができなくて国のものがうちの農作物を食べてしまうのだから、これを補償してほしいと、こういう言い方をされるので、答弁に困るのですけれども、これは農林部だけの話ではないと思いますので、引き続き、この問題について議論をさせていただきたいと思います。

天然記念物だから、農林部では対応できないという話はよくわかった上で申し上げていることです。ただ、農林部に、山や農産物がニホンカモシカから被害を受けているのだという報告が届いていないということについては、残念な気がするのですけれども、もしご答弁いただけるのであれば、その点だけいただきたいと思いますが、なければいいです。

**○福谷農林部長** ニホンカモシカの話ですが、副委員長がお述べのように、天然記念物になっていますので、基本的に獣害というくくりから外れる部分だと我々は理解をしています。ですから、そもそもそれを頭数制限をするというものではないと理解をしています。それとあわせて、こういう被害があるという報告や、どうにかしてほしいという要望も、今この席で確認した限りでは出てきていないということです。改めて確認はしますが、恐

らく出てきていないと思います。おっしゃったように天然記念物で、所管も違いますので、本日、そういうご意見があったことは、私からきちんと伝言をしておきたいと思います。

それから、税の話で、いろいろ理屈を言われてということですが、これも所管は違うのですけれども、あくまで狩猟者登録税は、獣害対策をするために狩猟をしてもらうということで税を課するというものではないと我々は理解をしています。もともとは、狩猟期間の間に銃やわなをかけて、動物をとるということに恐らく税金を払っていただくという見方をしていると思いますので、その点は多少違うと思います。それもあわせて関係課にはお伝えをしますので、よろしくをお願いします。以上です。

○山本委員長 ほかにございませんか。

それでは、これをもって医療政策部、産業・雇用振興部、農林部の審査を終わります。

次回、10月3日は午前10時より、くらし創造部、景観・環境局、健康福祉部、こども・女性局の審査を行い、その終了後、地域振興部、南部東部振興、観光局、教育委員会の審査を行いますので、よろしくをお願いします。

これで本日の会議を終わります。